福岡県国民保護計画

福岡県

目 次

第	1 糸	扁	糸	総 論	1
5		1章	Ì	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
			1	県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
			2	県国民保護計画の構成	2
			3	用語の意義	3
			4	県国民保護計画の見直し、変更手続	5
			5	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	5
É	頯 2	2章		国民保護措置に関する基本方針	6
			1	国民に対する情報提供	6
			2	関係機関相互の連携協力の確保	6
			3	高齢者、障がいのある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保	6
			4	基本的人権の尊重	7
			5	国民の権利利益の迅速な救済	7
			6	国民の協力	7
			7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	8
			8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
5	第:	3章		関係機関の事務又は業務の大綱等	1 0
Ś	第	4章			1 4
5	第:	5章	Ì	県国民保護計画が対象とする事態	1 9
			1		1 9
			2	緊急対処事態	2 1
		_			
第 2					2 4
Ē	-	1章			2 4
	5	第 1			2 4
			1		2 4
			2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 6
			3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 7
			4_		2 8
	5	第2			2 9
			1	— · · · ·	2 9
			2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 9
			3	- FI = 7.1.1	3 0
			4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 1
			5		3 2
			6		3 2
			7		3 3
		第3			3 4
	2	第4	4	青報収集・提供等の体制整備	3 6

	1	基本的考え方	3 6
	2	警報等の通知に必要な準備	3 6
	3	市町村における警報の伝達に必要な準備等	3 7
	4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 7
	5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 9
	6	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 9
	7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	3 9
第5	石	研修及び訓練	4 0
	1	研修	4 0
	2	訓練	4 0
第2章	j	壁難及び救援に関する平素からの備え	4 2
	1	避難に関する基本的事項	4 2
	2	救援に関する基本的事項	43
	3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 4
	4	交通の確保に関する体制等の整備	4 5
	5	避難施設の指定	4 5
	6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	4 7
第3章	. ī	武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	48
第1	<u> </u>	生活関連等施設の把握等	48
	1	生活関連等施設の把握	48
	2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 9
	3	市町村における平素からの備え	5 0
第2		県が管理する公共施設等における警戒	5 1
第3		武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備	5 2
第4章	‡	物資及び資材の備蓄、整備	53
	1	基本的考え方	53
	2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	53
	3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 4
	4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備 …	5 4
	5	市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替	
		性の確保	5 4
第5章		国民保護に関する啓発	5 5
	1	国民保護措置に関する啓発	5 5
	2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	5 5
	3	市町村における国民保護に関する啓発	5 6
第3編		カ攻撃事態等への対処	5 7
第1章	†	刃動体制の迅速な確立及び初動措置	5 7
	1	国民保護対策準備室の設置及び初動措置	5 7
	2	国民保護対策本部に移行する場合の調整	5 8
	3	当初事故災害等と判断して対応した場合の調整	5 9
	1	国民保護対策準備室設置時における世の業務等	6.0

	5	市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置		6	2
第2章	į	県対策本部の設置等		6	3
	1	県対策本部の設置		6	3
	2	通信の確保		6	8
	3	県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等		6	9
第3章	. 厚	関係機関相互の連携		7	3
	1	国対策本部との連携		7	3
	2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請		7	3
	3	自衛隊の部隊等の派遣要請等		7	3
	4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託		7	4
	5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請		7	5
	6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請		7	5
	7	県の行う応援等		7	6
	8	自主防災組織等に対する支援等		7	6
	9	住民への協力要請		7	7
第4章	- 警	警報及び避難の指示等		7 8	8
第 1	誓	警報の通知及び伝達		7 8	
	1	警報の通知等		7	8
	2	市町村長の警報伝達の基準		7	9
	3	緊急通報の発令		8	
第2	Æ	壁難の指示等		8	
	1	避難措置の指示		8	
	2	避難の指示		8	
	3	避難の方法の基本的考え方		8	
	4	大都市における住民の避難等		9	
	5	各事態での避難の指示の考え方		9	
	6	県による避難住民の誘導の支援等		9	
	7	避難実施要領		9	
	8	病院等の施設の管理者の責務		0	
	9	被災地等における安全確保等		0	
第5章	求	效援		0 4	
	1	救援の実施		0	
	2	関係機関との連携・協力		0	
	3	救援の内容		0	
	4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項		0	
	5	救援の際の物資の売渡し要請等		0	
第6章		安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 (
	1	安否情報の収集		1	
	2	総務大臣に対する報告		1	
	3	安否情報の照会に対する回答		1	
	4	日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	
	5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	1	1	2

第7章	•	武力攻撃災害への対処	1	1	3
第1		生活関連等施設の安全確保等	1	1	3
	1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1	1	3
	2	武力攻撃災害の兆候の通報	1	1	3
	3	生活関連等施設の安全確保	1	1	4
	4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	1	1	6
	5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	1	1	6
第2		武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	1	1	7
	1	武力攻撃原子力災害への対処	1	1	7
	2	NBC攻撃による災害への対処	1	1	9
第3		応急措置等	1	2	2
	1	退避の指示	1	2	2
	2	事前措置等の指示	1	2	3
	3	警戒区域の設定	1	2	3
	4	応急公用負担等	1	2	4
	5	消防に関する措置等	1	2	4
第8章	•	被災情報の収集及び報告並びに情報提供	1	2	6
第9章		保健衛生の確保その他の措置	1	2	7
	1	保健衛生の確保	1	2	7
	2	廃棄物の処理	1	2	7
	3	文化財の保護		2	
第 10 章	章	国民生活の安定に関する措置		3	
	1	生活関連物資等の価格安定		3	
	2	避難住民等の生活安定等		3	
	3	生活基盤等の確保		3	
第 11 章		交通規制		3	
第 12 章	章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	1	3	5
第4編	須	旧等	1	3	Q
第1章		四寺 応急の復旧		3	
777 T	1	- 基本的考え方		3	
	2	ライフライン施設の応急の復旧		3	
	3	輸送路の確保に関する応急の復旧等		3	
第2章		武力攻撃災害の復旧	1	4	О
第3章		国民保護措置に要した費用の支弁等	1	4	1
	1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1	4	1
	2	損失補償、実費弁償及び損害補償	1	4	2
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1	4	2
	4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	1	4	2
第5編		急対処事態への対処		4	
	1	緊急対処事態	1	4	4

	2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1	4 4
対応事例	編		1	4 5
	1	弾道ミサイル攻撃への対応事例	1	4 5
	2	列車等の爆破への対応事例	1	5 1
資料編			1	5 8
	1	関係機関の連絡窓口	1	5 8
		(1) 指定行政機関等	1	5 8
		(2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)	1	6 0
		(3) 関係指定公共機関	1	6 2
		(4) 指定地方公共機関	1	6 5
		(5) 市町村	1	6 8
		(6) 消防本部(局)	1	7 2
	2	安否情報省令	1	7 4
	3	火災・災害等即報要領	1	8 1
	4	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図	1	9 9
	5	災害拠点病院一覧表	2	0 0
	6	感染症指定医療機関一覧表	2	0 1
	7	緊急交通路一覧表	2	0 2
	8	主要路線表	2	0 3
	9	危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	2	0 6

第1編総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

福岡県(福岡県知事及びその他の執行機関をいう。以下「県」という。)は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)に基づき、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、福岡県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)の趣旨、構成等について定める。

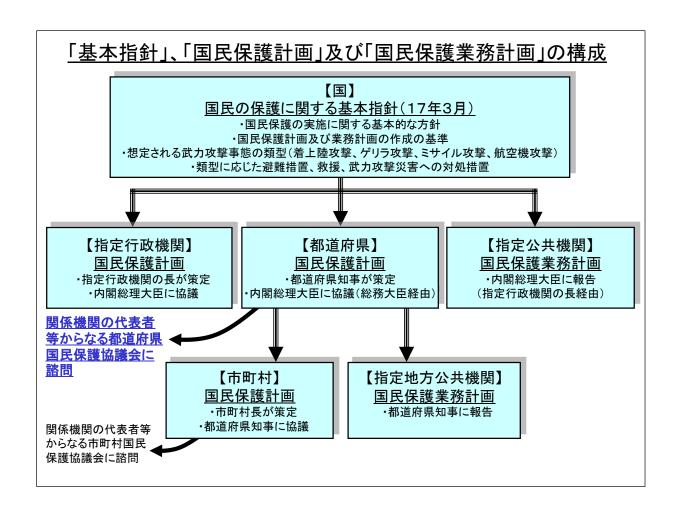
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 国民保護法上の県の責務

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 (以下「対処基本方針」という。)が定められたときは、国民保護法その他の法令、 国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び県国民保護計画に 基づき、国民の協力を得つつ、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機 関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関 係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

福岡県知事(以下「知事」という。)は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条に基づき、福岡県の国民の保護に関する計画として、県国民保護計画を作成する。



(3) 県国民保護計画の作成における関係機関との連携

県国民保護計画の作成にあたっては、指定行政機関の国民保護計画及び他の都道 府県の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努める。特に、他の都道府県と関 係がある事項を定めるときは、当該都道府県の知事の意見を聴く。

知事は、必要があるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、 地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係 者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(4) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処 第4編 復旧等 第5編 緊急対処事態への対処 対応事例編 資料編

3 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻擊関連】

,
意義
我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が
切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予
測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して
いると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処するこ
とが必要なものをいう。
武力攻撃のうち、核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Bi
ological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による
攻撃をいう。
武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、
爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあって
は、運搬に使用する容器外) へ放出される放射性物質または放射
線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の 実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあ
	る場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅
	速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我
	が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
	施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」
	という。) で定めるものをいう。
	1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89
	号) 第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組
	織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
	2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和2
	2年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条
	に規定する機関
	3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16
	条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
	4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法
	第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局 (内閣府設置法第43条及び第57
	条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並
	びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地
	方支分部局をいう。) その他の国の地方行政機関で、事態対処法
	施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号
) 第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、
	日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス
	、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行
	令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的
	事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法
	律第82号) 第1条の地方道路公社をいう。) その他の公共的施
	設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(
	平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人を
	いう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する
	ものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定

	する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所
	、ガスホルダー等)をいう。

4 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、 必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国 民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護訓練の検証結果等を 踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しにあたっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとと もに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法に基づき、 県国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議 し、その同意を得た後、県議会に報告し、市町村及び指定地方公共機関に通知する とともに公表する(ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、内 閣総理大臣への協議は不要)。

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画(以下「市町村国民保護計画」という。)及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、各々の計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。市町村長は、国民保護計画を作成、変更するときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

指定地方公共機関は、国民保護業務計画を作成、変更したときは、速やかに知事に 報告するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民に対する情報提供

- (1) 県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。
- (2) 県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれ適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。
- (3) 県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、高齢者、障がいのある人、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

2 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 福岡県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)は、事態対策本部(以下「国対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。
- (2) 県は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、 NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等 において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備 に努める。

3 高齢者、障がいのある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

- (1) 県は、国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がいのある人等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意する。
- (2) 県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国

民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法 の的確な実施を確保する。

4 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

5 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等に ついて検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、それぞれその国民保護計 画等により、これらの手続について迅速な処理が可能となるよう、担当部署を定め、 具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保する。
- (2) 県は、これらの手続に関連する文書を、福岡県文書管理規程に基づいて保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

6 国民の協力

- (1) 県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。
- (2) 県は、地域住民の消防団への参加促進、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて消防団及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努める。 また、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。
- (3) 県は、平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り、

武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報等の放送、避難の指示等の放送及び緊急通報の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- (1) 県は、国民保護措置の実施に当たっては、国等と相互に連携協力し、その内容に 応じ、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほ か、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、県や市町村、指定公共 機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に 十分に配慮する。
- (2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- (3) 県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。
- (4) 県は、生活関連等施設(国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)第27条に規定する施設をいう。以下同

- じ。)の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
- (5) 県は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する国、都道府県及び市町村の役割 (事態対策本部) 都道府県(対策本部) (対策本部) (閣議で指定) (閣議で指定)・警報の市町村への通知 (閣議で設置) 警報の発令 警報の伝達 避 難 避難措置の指示 ・避難の指示の伝達□ 避難の指示 (要避難地域、避難先地域等) 避難住民の誘導 (避難経路、交通手段等) (消防等を指揮、警察・自 衛隊等に誘導を要請) 救援(収容施設の供与、炊き 住 救 救援の指示 ・救援に協力 出し、医療等) 民 是正 協 対 武 ·武力攻撃災害への対処の指示 武力攻撃災害の防御 ·消防 力 処力 ・応急措置の実施 大規模又は特殊な武力攻撃災 応急措置の実施 攻 害(NBC攻撃等)への対処 擊 緊急通報の発令 災 ・生活関連等施設の安全確保 害 国民生活の安定 措置の実施要請 措置の実施要請 総合調整 総合調整 対策本部における 対策本部における 対策本部における総合調整 総合調整 総合調整 総合調整の要請 総合調整の要請 指定公共機関、指定地方公共機関 (放送事業者による警報等の放送、運送事業者による住民・物資の輸送、日本赤十字社による救援の 協力、電気・ガス等の安定的な供給) 国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地 方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

なお、関係機関の連絡先(担当部署、所在地等)は、資料編(「関係機関の連絡窓口」) のとおり。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える
県	住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実
	施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保
	健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措
	置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

111 11 11 11	
機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民
市町村	の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実
	施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力
	攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【消防機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱				
	1 警報・避難の指示の伝達、避難住民の誘導				
消防機関	2 消防(消火、救急、救助等)、退避の指示、警戒区域の設定、その他の武力攻撃災				
	害への対処				

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱		
九州管区警察局	1 管区	内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整	
	2 他管	区警察局との連携	
	3 管区	内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡	
	4 警察	通信の確保及び統制	
九州総合通信局	1 電気	通信事業者・放送事業者への連絡調整	
	2 電波	の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること	
	3 非常	事態における重要通信の確保	
	4 非常	通信協議会の指導育成	
福岡財務支局	1 地方	5公共団体に対する災害融資	
	2 金融	機関に対する緊急措置の指示	
	3 国有	財産の無償貸付	
	4 被災	施設の復旧事業費の査定の立会等	
門司税関	1 輸入	物資の通関手続	
福岡労働局	1 被災	者の雇用対策	
九州農政局	1 武力	攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保	
	2 農業	関連施設の応急復旧	
九州森林管理局	1 武力	攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給	
九州経済産業局	1 救援	物資の円滑な供給の確保	
	2 商工	鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保	
	3 被災	中小企業の振興	
九州産業保安監督部	1 鉱山	における災害時の応急対策	
	2 危険	物の保全	
九州地方整備局	1 被災	時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧	
	2 港湾	施設の使用に関する連絡調整	
	3 港湾	施設の応急復旧	
九州運輸局	1 運送	事業者への連絡調整	
	2 運送	施設及び車両の安全保安	
大阪航空局福岡空港事務	1 飛行	場使用に関する連絡調整	
所	2 航空	機の航行の安全確保	
航空交通管制部	1 航空	機の安全確保に係る管制上の措置	
福岡管区気象台	1 気象	状況の把握及び情報の提供	

機関の名称		事務又は業務の大綱
第七管区海上保安本部	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
	3	生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等
	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災
	=	客への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1	有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
九州防衛局	1	所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容
	並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者	1 水の安定的な供給
水道用水供給事業者	
工業用水道事業者	
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
湾、空港の管理者	
日本赤十字社	1 救援への協力
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信
	用秩序の維持

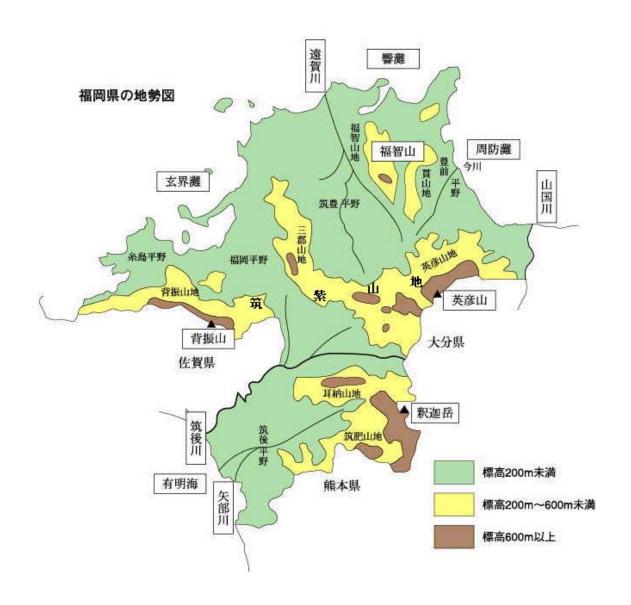
第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

(1) 地形

本県は、九州の東北端に位置し、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占め、朝鮮半島や中国大陸に近い位置にある。東は英彦山地、山国川を隔てて大分県に、西は雷山、背振山地と筑後川を隔てて佐賀県に、南は有明海に面するとともに佐賀県、熊本県に接し、北は玄界灘、響灘に面している。

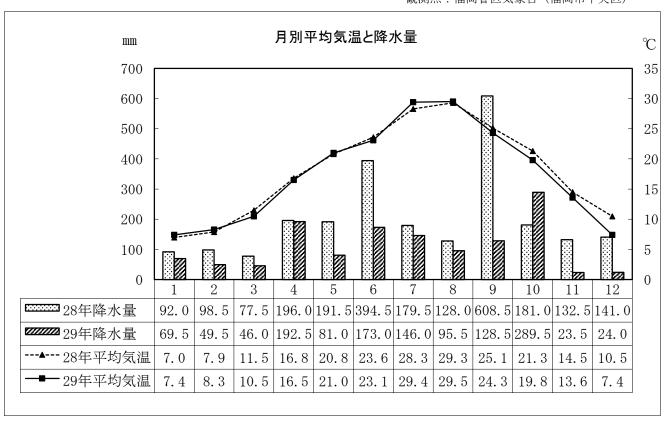
県内を北東から南西に中国山地の延長にあたる筑紫山地が連なり、数条の断層線によって多くの山塊に分かれており、その間を九州第一の長流の筑後川等が流れている。



(2) 気候

本県は、筑紫山地より北側の地域では、日本海型気候区に属し、冬期には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。年平均気温の平年値は1.600~1.800mmである。

一方、同山地より南側の地域では、内陸型気候区に属し、夏と冬の寒暖の差が大きい。また、冬期は晴天の日が多い。年平均気温の平年値は $15\sim16$ \mathbb{C} 、年降水量の平年値は平野部で1,900mm 前後、山間部では2,500mm 前後である。



観測点:福岡管区気象台(福岡市中央区)

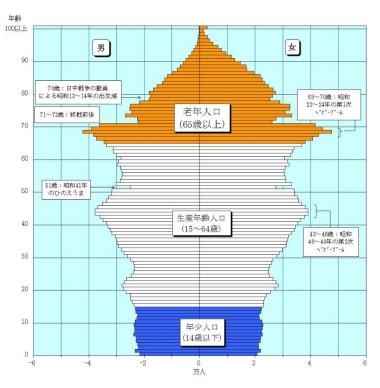
観測点:福岡管区気象台(福岡市中央区)

	平均気圧		気温		相対湿度	日照時間	降水量	風速
年 次	(海面)	平均	最高	最低	(平均)	H W 4 let	1+/1/=	(平均)
	hPa	$^{\circ}\!$	$^{\circ}\!$	$^{\circ}\!$	%	時間	mm	m/秒
平成 25 年	1015.3	17. 7	37. 9	-1.7	66	2, 058. 5	1,801.5	3. 0
26	1015.6	17. 1	37.0	0.2	69	1, 809. 8	1, 765. 5	2.9
27	1015.6	17. 3	35.8	-0.9	71	1,872.0	1, 867. 5	2.8
28	1015.6	18. 1	37.0	-4.0	73	1,831.5	2, 420. 5	2. 7
29	1015. 7	17.6	37. 5	-0.6	69	2, 069. 1	1, 318. 5	2.8

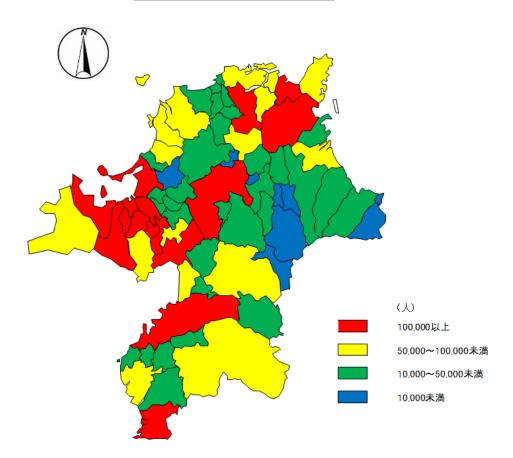
(3) 人口分布

平成29年10月1日現在の人口は、511万0,338人であり、福岡市、北九州市の2つかの対策でであると、福岡市を抱えるなど人口集積が高い。地域別人口をみると、福岡地域の262万8,562人(構成比51.4%)が最も多く、以下、北九州地域の126万8,095人(同15.7%)、筑豊地域の40万9,104人(同8.0%)であり、福岡地域への人口の集積が進んでいる。

福岡県の人口ピラミッド―平成29年10月1日現在―



市町村別人口区分



(4) 道路の位置等

道路は、県の南北に延びて熊本県及び山口県と繋がっている九州縦貫自動車道・関門自動車道、県の東西に延びて佐賀県及び大分県に繋がっている九州横断自動車道、県東部には、北九州市から大分県に繋がる東九州自動車道の路線があり、これらに一般国道26路線、県道455路線の主要道路網が互いに効果的に結ばれている。

(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、JR九州が県内各地域を結ぶ広域ネットワークを形成している。都市内の大量公共輸送機関としては、福岡市営地下鉄や北九州モノレールが運行されている。 また、山陽新幹線が本州から博多まで、九州新幹線が博多から鹿児島中央まで運行している。

空港は、主要地域拠点空港として高度な機能を果たしている福岡空港が福岡市にあり、また、周防灘沖に24時間運行可能な海上空港の北九州空港がある。

港湾は、国際拠点港湾の北九州港、博多港をはじめ、重要港湾の苅田港、三池港など大小9つの港湾がある。

■ 本県の交通網の現状



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊の第4師団司令部の所在する福岡駐屯地を含む6個の駐屯地(福岡、小倉、久留米、飯塚、小郡、前川原)、1個の分屯地(富野)、航空自衛隊の西部航空方面隊司令部の所在する春日基地を含む3個の基地(春日、芦屋、築城)、1個の分屯基地(高良台)、自衛隊福岡病院がある。

また、北九州市門司区に第七管区海上保安本部があり、県内に4つの海上保安部(門司、若松、福岡、三池)がある。



(7) その他

県内の石油コンビナート等特別防災区域は、北九州地区、白島地区、福岡地区、豊 前地区の4地区が指定されている。

特別防災区域の事業所面積は約23.81 km^2 で、第1種事業所17、第2種事業所13、計30事業所及びその他の事業所があり、特別防災区域に係る事業所の石油の総貯蔵・取扱量は約113万kl、高圧ガスの総処理量は約14,164万kl がある。また、白島地区に接する東側海域には約586万kl の石油を貯蔵する貯蔵船がある。

各地とも海域に臨み市街地とは一部を除き、道路、鉄道、軌道等で遮断されているが、一部地域で特定事業所が住居地帯と近接している。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃 事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

この類型ごとの、事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

① 着上陸侵攻

ア特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も 比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が敵国による船舶、戦闘機の集結 の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態におい て住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する 県沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。また、状況により、 港湾施設が充実している北九州港及び博多港を含む海岸に直接上陸することも 考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な福岡・新北九州空港周辺の地域が目標となる可能性が高く、特に、福岡空港は、上陸用の小型船舶等の接岸容易な沿岸地域と近接しているため、目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機などによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

福岡市、北九州市の指定都市等、人口の密集した地域が当初の侵攻目標となり やすい沿岸部にあり、当該地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意し つつ、先行的に避難させることが必要となる。

避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない県南部、九州南部又は本州方 面への避難が必要となる。 また、玄界灘を中心に離島があり、離島住民の避難についての備えが必要となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、県庁等の都市部の政治経済の中枢施設、マスコミ等の情報関連施設、港湾、空港、鉄道、発電所などの生活関連等施設、主要橋りよう、主要道路及びトンネル等の交通関連施設、大規模集客施設に加え陸上・航空自衛隊施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、 主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範 囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二 次被害の発生も想定され、石油コンビナートなどが攻撃された場合には、爆発、 流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。

イ 留意点

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時官に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

ア特徴

国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

④ 航空攻撃

ア特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、福岡市、北九州市などの都市部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。また、生活関連等施設や陸上・航空自衛隊施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で地下 街や屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設にお ける武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、基本指針に沿って以下に掲げる 事態を対象として想定する。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ア 事態例
 - ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - 危険物積載船への攻撃
 - 放射性物質取扱施設等の破壊
 - ダムの破壊

イ 被害の概要

- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- ・ 放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - 放射性物質等が放出され、周辺住民が汚染され、又は被ばくする。
 - 飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が汚染され、又は被ばく する。
- ・ ダムが破壊された場合の主な被害

○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ留意点

石油コンビナート等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡って拡大することも想定した退避等が必要となる。

攻撃により拡散をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ア 事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

イ 被害の概要

○ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人 的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ ダーティボム (爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)等の爆発による放射能の拡散
- 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- 放射性物質等
 - ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
 - ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、 ガンを発症することもある。
 - 小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と 同様である。
- ・ 生物剤(毒素を含む。)による攻撃
 - 生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。
 - 毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似 している。
- ・ 化学剤による攻撃
 - 化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同

様である。

ウ留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染(福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)の簡易除染をいう。以下同じ。)その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。

消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 被害の概要

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の 大きさが変わる。
- 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立 する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な 組織及び体制、職員の配置、所掌事務及び服務基準等の整備を図る必要があることか ら、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

【県の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
各部局共通	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること
	・所管する県有施設の管理に関すること
	・特殊標章等の交付、許可に関すること
	・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること
総務部	・国民保護協議会の運営に関すること
	・自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること
	・避難施設の指定に関すること
	・国民保護の訓練に関すること
	・避難施設の運営体制整備に関すること
企画・地域振興部	・避難住民及び救援物資の運送に関すること
	・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること
人づくり・県民生活部	・ボランティア等に対する情報提供に関すること
	・私立学校への警報等の伝達体制の整備に関すること
保健医療介護部	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること
	・医療、医薬品等に関すること
	・保健衛生に関すること
	・赤十字標章の交付、許可に関すること
	・遺体の措置及び埋葬に関すること

福祉労働部	・避難施設の運営体制整備に関すること
	・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること
	・ボランティア等の支援に関すること
	・備蓄物資の整備に関すること
	・労働関係団体等との連絡調整に関すること
	・人権に係る県民啓発に関すること
環境部	・廃棄物等の処理に係る調整に関すること
商工部	・商工団体、機関との連絡調整に関すること
	・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること
	・トラックその他物資運送手段運送能力の把握に関すること
農林水産部	・食料の供給に関すること
	・農林水産業団体との連絡調整に関すること
	・林道状況の把握、対策に関すること
	・治山施設の状況把握、対策に関すること
	・漁港施設の把握、対策に関すること
	・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること
	・漂流物等に係る情報収集に関すること
県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること
	・道路状況の把握、対策に関すること
	・河川、海岸、ダム状況の把握、対策に関すること
	・砂防施設等の把握、対策に関すること
	・港湾施設の把握、対策に関すること
	・水道施設の把握、対策に関すること
建築都市部	・公園緑地施設の把握、対策に関すること
	・建設業協会等との連絡調整に関すること
	・建築物の危険度調査等に関すること
	・住宅供給公社との連絡調整に関すること
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること
教育委員会	・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること
警察本部	・警備体制の整備に関すること
	・情報の収集・連絡体制の整備に関すること
	・住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること
	・交通規制に係る体制及び施設の整備に関すること
	・装備資機材の整備に関すること
	・関係機関との協力関係の構築に関すること
	・武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保に関すること
	・特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備に関すること

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保で きる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制と併せて担当職員(非常勤職員を含む。)の当直等により24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとと もに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
①県国民保護対策準備室体制	県国民保護対策準備室を構成する課の職員
	が本庁に参集
	なお、事態の状況に応じ、職員を増員等
②県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	情報収集等県としての対応が必要な場合	1
事態認定後	県対策本部設置の通知がない場合	1)
	県対策本部設置の通知を受けた場合	2

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の配備体制等

県は、(3)①、②の体制ごとに、参集した職員の配備体制及び所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、 国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手 続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を 開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

【国び◇〉作品行行行皿。◇〉	双角に床る子脱項ロー見』
損失補償	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関すること。
	(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の
	3第2項後段)
実費弁償	医療の実施の要請等に関すること。 (法第85条第1・2項)
(法第159条第2項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する	こと。(法第6条、175条)
訴訟に関すること。	(法第6条、175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を 図りつつ当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国 民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制 の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、既存の防災体制等の活用を図るなどにより、国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。また、自衛隊施設は、防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、周辺地域における住民の避難経路の確保等についても連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政 機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、 必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

【国民保護における相互応援協定一覧】

協定名称	応援内容
全国都道府県における災害時	救援・救護及び災害応急復旧対策等に係る人的・
等の広域応援に関する協定	物的支援、施設・業務の提供又は斡旋
九州•山口9県武力攻撃災害等	職員派遣、食料、飲料水、生活必需品の提供、避
時相互応援協定	難・収容施設、住宅の提供、医療支援、武力攻撃
	災害等に対処するための物資や資機材の提供 等

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 緊急消防援助隊の支援体制整備

県は、消防庁及び他の都道府県と連携して、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(5) 近接する県との間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する佐賀県、大分県及び熊本県などとの間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 他の県に対する事務の委託

県は、佐賀県、大分県及び熊本県などに対し、国民保護措置の実施に必要な事務 又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

(資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、都道府県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

市町村は、市町村国民保護計画の作成等において、当該市町村の区域を管轄する 消防本部と十分協議を行うこととする。

また、市町村が作成する市町村国民保護計画で定められた事項について、消防本部の消防計画(市町村消防計画)等に盛り込まれるよう調整を図ることとする。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

県は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市町村と

連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定都市との連携(連絡組織の設置)

県は、大都市及び大規模集客施設等における情報の伝達方法、避難の誘導、避難施設の指定及び運営、医療の提供等の措置並びに消防の広域応援に関する事項について、緊密な連携を図るため、福岡市及び北九州市との連絡組織を設置する。

6 指定公共機関等との連携

- (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等 県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。 (資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)
- (2) 指定地方公共機関の国民保護業務計画の報告 県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助 言を行う。
- (3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防 災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制 の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、 民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【防災における関係機関との協定(例)】

災害時における医薬品等の供給に関する協定

災害時における食糧供給協力に関する協定

災害時における物資供給協力に関する協定

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外の関係団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係 団体との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に 行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報 伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、 連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信 手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行 う。

【施設・設備面】

- ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の 操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ・ 携帯電話に対する電子メールなど無線通信ネットワークの整備・拡充の推進 及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策 本部等に伝送する画像伝送無線システムの拡充に努める。
- ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

【運用面】

- ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集 ・連絡体制の整備を図る。
- ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに 庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関 との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間 や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設

との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、 必要に応じ体制等の改善を行う。

- ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常 時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通 信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用 した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図 る。
- ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・ 国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線 (同報系)、広報車両等の活用はもとより、携帯電話に対する電子メールなど迅速な伝達体制の構築を図る。
- ・ 高齢者、障がいのある人、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者 及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を 伝達できるよう必要な検討を行う。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、市町村防災行政無線(同報系)又はMCAシステムを活用した「ふくおかコミュニティ無線」等の整備と通信のデジタル化の推進に努め、県に準じた通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※ MCAシステムとは、

一定の周波数を多数の利用者で共同で利用するMCA方式(Multi-Channel Access System)を採用した業務用無線システムであり、陸上移動通信分野(運送業、タクシー等)において広く利用されている。

※ ふくおかコミュニティ無線とは、

複数の相手方に一斉に通報できるMCAシステムの特徴を活かした、同報系通信システムである。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被 災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制 整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を 収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に 実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理 及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

特に、携帯電話に対する電子メールなどを活用した迅速な情報提供の体制の構築を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

事態対策本部長(以下「国対策本部長」という。)が発令した警報が消防庁から 通知されたときに、知事は、関係機関に対し、警報の通知を行う。

(資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)

(2) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備 県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこと

となる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所 その他の多数の者が利用する施設について、市町村との役割分担も考慮して定め る。

また、各施設における利用者に対する周知方法等について、必要に応じて施設管理者に対して助言を行う。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障がいのある人、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備等

(1) 市町村における警報の伝達に必要な準備等

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、上記の他に、警報を通知すべき関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

(2) 船舶に対する警報の伝達に必要な準備

市町村は、海上保安庁が行う船舶内に在る者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努めるものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報は以下のとおりである。

なお、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の 照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44 号。以下「安否情報省令」という。)、第1条に規定する様式第1号及び様式第2 号の安否情報収集様式により安否情報の収集を行い、第2条に規定する様式第3号 の安否情報報告書により消防庁に報告する。

(資料編 「安否情報省令」のとおり)

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民・負傷住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
 - 6 国籍
 - ① ①~⑥のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に 代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑧ 負傷 (疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ① 連絡その他必要情報
 - ② 親族・同居者への回答の希望
 - ③ 知人への回答の希望
 - ④ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民(上記①~⑦に加えて)
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ① ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答すること への同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める安否情報収集様式第1号、第2号及び安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、 安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施する ため、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知)により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設等に関する被災情報を速やかに県に報告するよう周知する。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員は研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、武力攻撃事態等における危機管理を担当する職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関等における研修の活用

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeーラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、自衛隊、警察、消防等の職員や学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・資機材等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実

践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達 訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 市町村における訓練の実施

市町村は、市町村国民保護計画に定めるところにより、国や県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

(4) 指定地方公共機関における訓練の実施

指定地方公共機関は、自主的に作成した国民保護業務計画に定めるところにより、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国や県、市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

(5) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、 訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数 の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため 必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県公安委員会は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域 又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 避難のため必要となる基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、 避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、必要に応じて、市町村及び運送事業者である指定公共機関並びに指定地方公共機関が準備する基礎的資料を収集するとともに、県が準備する基礎的資料を交付することにより、情報を共有する。

この基礎的資料は、最新の情報になるよう適宜更新する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

(市町村及び運送事業者である指定公共機関並びに指定地方公共機関が準備する 基礎的資料を含む。一部の資料は資料編に整理している。)

- 県内の地図(卓上における大きさ、道路や地形等の地理的な状況が明記)
- 県内の人口分布(市町村(地区)毎に世帯数、昼夜別、避難行動要支援者の人口)
- 県内の道路網のリスト(高速道路、国道、県道等の幹線道路、異常気象時の通 行制限、冬季通行止めの情報)
- 輸送力のリスト(運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、県、 市町村が所有する車両、船舶、航空機等)
- 避難施設のリスト(避難住民の収容能力や屋内外の別等)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト(備蓄物資の所在地、数量、県内の主要な民間事業者)
- 生活関連等施設等のリスト (避難経路に影響を与えかねない一定規模以上の施 設等)
- 関係機関(国、市町村、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 など
- (2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するにあたっては、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。

この場合において、県警察は、避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(3) 多数の者が利用する施設の管理者に対する要請など

知事は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

また、鉄道、バス、航空機、船舶等を運行する一般旅客運送事業者に対して、 的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を 図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、必要に応じて、市町村及び関係する指定公共機関並びに指定地方公共機関が準備する基礎的資料を収集し、共有する。

この基礎的資料は、最新の情報になるよう適宜更新する。

【県対策本部において集約すべき基礎的資料】

(避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備)

- 備蓄物資、調達可能物資のリスト(特に、大量の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握)
- 関係医療機関のデータベース(災害拠点病院、NBC攻撃に対する対処が可能 な医療機関、病床数等の対応能力、NBCの専門知識を有する医療関係者)
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース (所在及び対応可能数等) など

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段の確保にあたって必要な通信設備の臨時の設置に関して、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法

県は、県医師会など医療関係団体を通じて医療関係者に医療の要請を行うなど、 適切な医療の要請方法をあらかじめ定める。

(4) 医療活動体制の整備

県は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と県医師会など医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。

また、県は、生物剤による攻撃など県の区域を越える広域的な災害に対して迅速に対応するため、保健福祉環境事務所、保健環境研究所の県域を越えた連携体制の

整備を図る。

(5) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

なお、指定都市については、県、福岡市及び北九州市で設置する連絡組織で調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、 国と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と協議の上、運 送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する 体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や九州運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握しておくべき輸送力に関する情報】

- ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、航空機等)の数、種別、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、九州運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握しておくべき輸送施設に関する情報】

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

(4) 離島における輸送力等の把握

県は、離島の住民の避難について、公営渡船の利用を中心とした全住民の避難を 視野に入れた体制を整備する。この場合において、県は、市町村や指定公共機関及 び第七管区海上保安本部など関係機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げ る情報を把握する。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島内にある港湾等までの移動体制 など

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

- (2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備 県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。
- (3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認 についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実 状を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施 設の指定を行う。

また、大都市特例により、福岡市、北九州市が指定する避難施設について、その指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう連携を図る。

- (2) 避難施設の指定に当たっての留意事項
 - ① 避難施設として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難

を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供など救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 火災等の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のお それのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮す る。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、 避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設 を指定するよう配慮する。
- ⑥ 幹線道路や主要駅から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること 等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
- ⑦ 大都市における住民の避難にあたっては、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、十分な避難施設の確保に努める。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化(避難施設のデータベース化)を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対して、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場

所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成など

- ① 市町村は、県、県警察等関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。その際、高齢者、障がいのある人、乳幼児などのうち、特に支援が必要な避難行動要支援者の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。
- ② 市町村は、避難実施要領を策定する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。
- ③ 市町村は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。
- ④ 市町村長は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から避難行動 要支援者の所在把握を行う。

また、避難行動要支援者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町村長が実施する救援

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置 については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができる よう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特に配慮を行う必要があるため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管 省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理 する。

- ・ 施設の種類
- 名称
- 所在地
- 管理者名
- 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

	Mark of Exposition 171				
国民保護法	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名		
施行令					
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省(資源エネルギー庁)		
	2号	ガス工作物	経済産業省(資源エネルギー庁)		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配	厚生労働省		
		水池			
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省		
	6号	放送用無線設備	総務省		
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保	国土交通省		
		安施設			
	9号	ダム	国土交通省、 経済産業省		

第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。	原子力規制委員会
)	
	8号	毒薬・劇薬(医薬品医療機器等法)	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

※ 記載事項については、公開することにより支障が生じないよう配慮する ものとする。

(2) 県警察本部長及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察本部長及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を 提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管 省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点(以下「安全確保の留 意点」という。)を通知するとともに、県警察本部長及び海上保安部長等と協力し、 生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係 機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

また、海上保安部等も同様の助言を行うこととされている。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握すると ともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。 市町村が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施する ものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

※ テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、県警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

第3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備

県は、武力攻撃原子力災害等が発生したときは、速やかに当該災害への対処を実施することから、武力攻撃原子力災害等への対処に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) モニタリング実施体制の整備

県は、防災における原子力災害対策の体制をもとに、武力攻撃原子力災害の発生 時等において、円滑にモニタリングの実施又は支援を行うことのできる体制の整備 に努める。

(2) 関係機関との連携体制の整備

県は、汚染物質等に関する情報について消防、医療等の関係機関で共有するため の体制整備に努める。

また、NBC攻撃による災害の対処措置等について、県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携体制の整備に努める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のと おり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄と兼ねることができる物資及び資材

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に 必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等と の間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、国、市町村その他関係 機関と連携する。 【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理するライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

5 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替性の確保 |

市町村及び指定地方公共機関は、その管理する上下水道、ガス等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい 知識を身につけ、武力攻撃事態等において避難や救援等に際し、適切に行動する必要 がある。

また、国民は、避難住民の誘導、救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助についての国民保護措置の実施に関する協力を要請されたときは、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がいのある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど障がいの内容等にも配慮しつつ実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主 防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発|

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置(緊急通行車両の優先、 車両の道路左側への駐車、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の 指示に従うこと等)について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、 当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。武力攻撃事態や緊急対 処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のた めに、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定されることから、県 の初動体制について、以下のとおり定める。

1 国民保護対策準備室の設置及び初動措置

- (1) 国民保護対策準備室の設置
 - ① 県の職員は、住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案(以下「緊急事案」という。)の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理局防災企画課を通じて知事に報告する。
 - ② 知事は、国における武力攻撃事態等の認定が行われていない場合において、現場からの情報により緊急事案の発生を把握した場合には、県として、関係機関からの情報収集を図り、的確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室」を速やかに設置する。

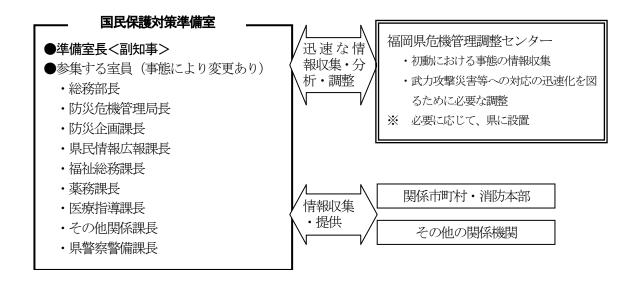
また、九州・山口各県やその他の地域での同様の事案の発生を把握した場合又は国において武力攻撃事態等の認定が行われたものの、県に対して県対策本部を設置すべき県としての指定がない場合についても、県として、関係機関からの情報収集を図り、的確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室」を速やかに設置する。

「国民保護対策準備室」は、県庁災害対策本部室に設置し、副知事を準備室長と し、事案発生時の事態への対処に必要な要員により構成する。

また、県警察本部においても、所要の体制を確立する。

- ③ 県は、現場からの情報により緊急事案の発生を把握し「国民保護対策準備室」を設置したときは、直ちに消防庁を経由(県警察本部については、警察庁を経由)して国〔内閣官房〕に連絡する。
- ④ 「国民保護対策準備室」は、県警察本部、各消防本部、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて、さらに当該緊急事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

【国民保護対策準備室の構成等】



(2) 「国民保護対策準備室」における初動措置

県は、「国民保護対策準備室」において、国において武力攻撃事態等の認定がない場合には、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析するとともに、被害の最小化を図るための措置を講ずる。また、国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合には、必要に応じて、国民保護措置を実施するとともに、事態の進行状況によっては、国に対し県対策本部を設置すべき県として指定するよう要請する。

(3) 福岡県危機管理調整センターによる調整

知事は、緊急事案の発生に伴い関係機関の横断的協力が必要であると判断した場合には、県、県警察のほか、自衛隊、第七管区海上保安本部に対し参集を要請し「福岡県危機管理調整センター」を設置することにより、初動における事態の情報収集、被害への対応の迅速化を図るため必要な調整を行うものとする。

(4) 国等に対する支援要請

知事は、緊急事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めると きは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 「国民保護対策準備室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護対策準備室」は廃止する。

(2) 政府による事態認定の前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行う。

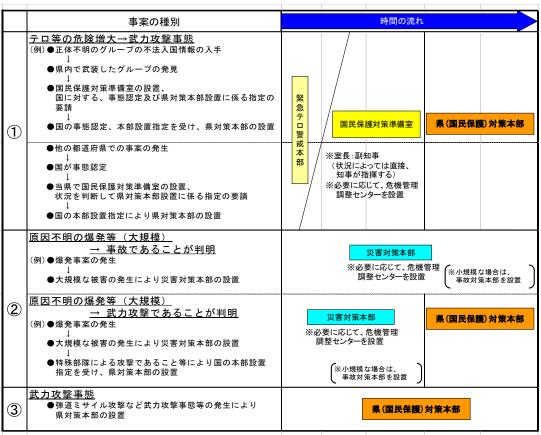
3 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整

発生原因が不明の航空機事故、鉄道事故等により多数の人が死傷する等の具体的な被害が発生した場合において、その態様が災害対策基本法第2条第1項に規定する災害に該当するとの判断により、既に災害対策基本法に基づく県災害対策本部が設置されていた場合に、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、県災害対策本部を廃止する。この場合において実施された災害対策基本法に基づく各種の措置についても、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行う。

【さまざまな事案の発生に対応する組織体制】

●基本方針

- ・事案の推移に応じた適切な体制を確保する。
- ・体制の確保にあたっては、既存の体制の活用を図る。(緊急テロ警戒本部、事故対策本部及び災害対策本部など)



※ 緊急テロ警戒本部:常設しており、テロ関係の情報収集、関係機関との連絡等にあたる。

4 国民保護対策準備室設置時における県の業務等

部署名	業務
各部共通	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること
	・出先機関(県)からの情報収集、連絡に関すること
	・県有施設の管理(被害状況確認含む)に関すること
	・避難誘導の補助に関すること
	・特殊標章等の交付、許可に関すること
	・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること
総務部	・関係市町村・消防本部からの情報収集に関すること
	・県警察本部からの情報収集・連絡調整に関すること
	・自衛隊、第七管区海上保安本部及び関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること
	・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること

	・警報の伝達(準備)、緊急通報の発令に関すること			
	・県民への情報提供・注意喚起に関すること			
	・危険物質取扱所(危険物、放射性物質等)との連絡調整に関すること			
	・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること			
	・防災行政無線機能の点検等通信手段の確保に関すること			
	・職員の派遣(要請)及びあっせんに関すること			
	・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること			
	・避難施設の確保に係る調整、開設及び運営に関すること			
企画・地域	・避難住民の運送の確保に関すること			
振興部	・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること			
人づくり・	・私立学校との連絡調整に関すること			
県民生活部				
保健医療	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること			
介護部	・医療、医薬品等に関すること			
	・赤十字標章の交付、許可に関すること			
	・危険物質取扱所(毒物・劇物、毒薬・劇薬等)との連絡調整に関すること			
福祉労働部	・避難施設の開設、運営に関すること			
	・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること			
	・労働関係団体等との連絡調整に関すること			
商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること			
	・危険物質取扱所(火薬類・高圧ガス)との連絡調整に関すること			
	・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること			
農林水産部	・食料の供給に関すること			
	・農林水産業団体との連絡調整に関すること			
	・農道の状況把握、対策に関すること			
	・林道の状況把握、対策に関すること			
	・治山施設の状況把握、対策に関すること			
	・漁港施設の状況把握、対策に関すること			
	・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること			
	・漂流物等に係る情報収集に関すること			
県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること			
	・道路の状況把握、対策に関すること			
	・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること			
	・砂防施設等の状況把握、対策に関すること			
	・港湾施設の状況把握、対策に関すること			
	・水の確保に係る調整に関すること			
建築都市部	・公園施設等の状況把握、対策に関すること			
	・建設業協会等との連絡調整に関すること			
	・建築物の危険度調査等に関すること			
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること			

教育委員会	・避難施設の確保に関すること	
	・公立学校等との連絡調整に関すること	
	・生徒、児童等の安全確保に関すること	
警察本部	・警備体制に関すること	
	・情報の収集・連絡に関すること	
	・住民等に対する情報伝達・広報に関すること	
	・警戒区域の設定に関すること	
	・交通規制に関すること	
	・武力攻撃災害における応急措置等に関すること	
	・生活関連等施設等の安全確保の支援に関すること	
	・特殊標章の交付・使用に関すること	
	・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること	

※ 配備体制等については、別途定めることとする。

5 市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村長が緊急事案に関する情報を得たり、その事実を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町村が「国民保護対策準備室」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「国民保護対策準備室」等は廃止するものとする。
- (3) (2) の場合において、政府による事態認定の前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の 組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

- (1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。
 - ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知 知事は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)を経由して県対策本部を設置 すべき県の指定の通知を受ける。
 - ② 知事による県対策本部の設置 指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置し、県対策本部長となる。 なお、事前に国民保護対策準備室若しくは県災害対策本部を設置していた場合 は、速やかに県対策本部に移行する。
 - ③ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集 県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、既存の職員呼 出装置、携帯電話、電子メールなどによる連絡網等を活用し、県対策本部に参集 するよう連絡する。
 - ④ 県対策本部の開設

県は、県対策本部を県庁災害対策本部室に設置するとともに、各種通信手段の 状態を確認し、関係機関との防災行政無線、電話、電子メール等による通信手段 の確保を図るとともに、備蓄物資等の活用により必要な資機材を確保する。

⑤ 県対策本部の設置の通知等

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

県対策本部担当者は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を連絡する。また、必要に応じてその他の関係機関に連絡する。

⑥ 交代要員等の確保

県は、県対策本部が24時間稼働できるよう、交代要員を含めた職員の配置、 食料等の補給、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑦ 本部の代替機能の確保

県は、県庁舎が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕・・・福岡県吉塚合同庁舎

〔第2位〕・・・福岡県福岡西総合庁舎

〔第3位〕・・・福岡県八幡総合庁舎

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、県の区域内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

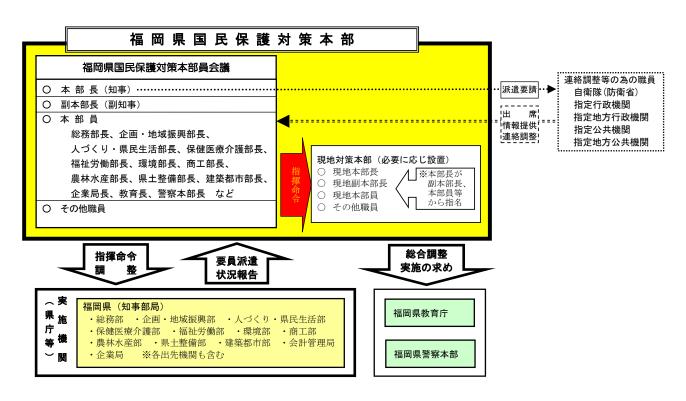
(3) 県対策本部の組織構成及び機能

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

県対策本部長は、県の各部局が実施する国民保護措置が統一的に行われるよう円滑な連絡調整を図るため、県対策本部を編成する。

県対策本部は、県対策本部長が行う県内の市町村、関係指定公共機関及び指定地 方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を補佐する。

【県対策本部の組織構成及び各機関との関連図】



(4) 県対策本部における広報広聴

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県対策本部に おける広報広聴体制を整備し、国民、報道機関、関係機関に対して適時適切な情報 提供や行政相談を行う。

① 広報班の設置

武力攻撃事態等において、国民に正確かつ積極的に情報提供等を行うため、広報を一元的に行う広報班を設置する。

② 広報広聴手段

広報誌、県が提供するテレビ・ラジオ番組、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期 を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性 等に応じて、記者会見を行う。

(5) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多い地域や大規模な武力攻撃災害が発生した地域等において、市町村対策本部や指定公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合など、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、 県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

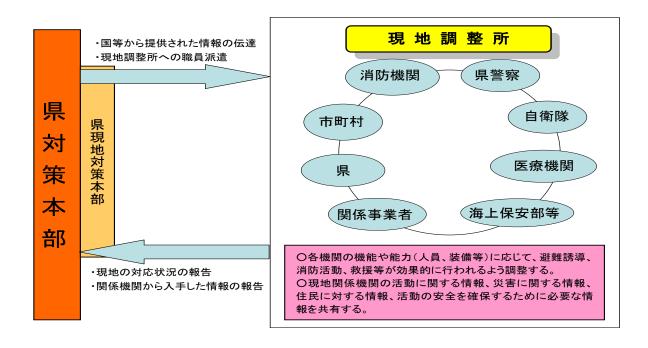
(6) 現地調整所の設置

県は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認められるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置する。

※【現地調整所の設置主体について】

現地調整所は、武力攻撃災害の規模、影響を受ける区域の範囲等を勘案して、 市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る地方公共団体により設置されるものであることから、市町村が対応することが困難な場合、武力攻撃災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等に、県が設置することが想定される。

※【現地調整所の組織イメージ】



※【現地調整所について】

① 性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある 措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を 行うために、個々の現場に設けるものである。

② 設置場所

現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置される。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定する。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

③ 活動

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、 他の現地関係機関の協力を得て行う。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認 等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行う。

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行う。

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を 提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する 情報については、できる限り迅速に共有する。各現地関係機関は、現地調整所を通 じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、そ の保全に努める。

④ 対策本部との連携

地方公共団体の対策本部(現地対策本部を含む)は、収集した情報を現地調整所

に伝達し、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告する。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努める。

(7) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 県内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため 必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定 地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、特に必要があると認めるとき、国対策本部長に対して、指定 行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を 行うよう要請する。

要請の窓口は、消防庁とし、要請に際しては、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求める。

また、必要があると認めるときは、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。この場合、消防庁を窓口とする。

- ⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る 国民保護措置の実施の状況について報告、又は必要な資料の提出を求める。
- ⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

(8) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線(移動系)等の移動系通信回線若しくは、固定電話、防災行政無線(同報系)、地域衛星通信ネットワーク、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報 通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置す る。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、移動通信系の運用においては、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 電気通信設備の優先利用等

知事は、国民保護措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができることとされている。

(5) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等

部署名	業務
県対策本部	●総括に関すること
	・県対策本部員会議の運営に関すること
	・収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること
	・警報の伝達、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定に関すること
	・県対策本部長が決定した方針に基づく具体的に実施すべき措置の検討、整理(実施機関等の決定)
	に関すること
	・県の実施業務及び実施体制の調整に関すること
	●広報に関すること
	・被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関
	すること (公表情報の作成含む)
	・県民への情報提供・注意喚起に関すること
	●伝達に関すること
	・各種措置に係る各実施機関への指示・伝達に関すること
	・他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること
	・市町村への応援等に関すること
	・指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること
	・内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること
	・県が行う国民保護措置に係る調整に関すること
	●通信に関すること
	・防災行政無線機能の点検、通信機器の配備等、通信回線の確保に関すること
	・ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信に関すること
	●情報収集に関すること
	・以下に係る国、他の都道府県、市町村、消防本部等関係機関からの情報収集に関すること
	(被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要とする情報)
	●情報整理に関すること
	・収集した情報の整理、集約に関すること
	・活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること
	・安否情報の提供に関すること
	●情報分析に関すること
	・県対策本部長の求めによる情報の分析に関すること
	・県対策本部員会議等への情報提供に関すること
	●避難措置の実施・調整に関すること
	●救援措置の実施・調整に関すること
	●ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること
	●庶務に関すること
	・必要資機材(通信機器含む)、食料の調達等に関すること
	・県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理に関すること

各部共通	・指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関す
	ること
	・指定公共機関及び指定地方公共機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護
	措置実施の要請に関すること
	・指定公共機関、指定地方公共機関への応援に関すること
	・出先機関(県)からの情報収集、連絡に関すること
	・市町村に対する一部業務の委任に関すること
	・県有施設の管理(被害状況確認含む)に関すること
	・関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること
	・避難誘導の補助に関すること
	・特殊標章等の交付、許可に関すること
	・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること
総務部	・危険物質取扱所(危険物、放射性物質等)との連絡調整に関すること
	・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関すること
	・緊急輸送の準備に関すること (現地ヘリポートの確保含む)
	・職員の派遣(要請)及びあっせんに関すること
	・避難施設の確保に係る調整に関すること
	・県有施設の管理(被害状況確認含む)の総括に関すること
	・他の都道府県に対する一部業務の委託に関すること
	・他の都道府県からの一部事務の受託に関すること
	・避難施設の確保に係る調整、開設及び運営に関すること
企画・地域	・避難住民及び救援物資の運送手段の確保に関すること
振興部	・空港に係る情報収集及び連絡調整に関すること
	・外国人に係る安否情報など県内外国公館との連絡調整に関すること
	・外国人に対する情報伝達の調整に関すること
人づくり・	・ボランティア等に対する情報提供に関すること
県民生活部	・生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること
	・私立学校との連絡調整に関すること
保健医療	・高齢者等の安全確保及び支援に関すること
介護部	・医療全般、医薬品の確保等に関すること
	・保健衛生に関すること(感染症対策含む)
	・赤十字標章の交付、許可に関すること
	・危険物質取扱所(毒物・劇物、毒薬・劇薬等)との連絡調整に関すること
	・遺体の措置及び埋葬に関すること
福祉労働部	・避難施設の開設、運営に関すること
	・救援の実施に関すること
	・障がいのある人等の安全確保及び支援に関すること
	・備蓄物資の供給に関すること
	・ボランティア等の支援に関すること
	・日本赤十字社に対する業務の一部委託に関すること
L	·

	・労働関係団体等との連絡調整に関すること
環境部	・廃棄物等の処理に係る調整に関すること
>10.20A).	
商工部	・商業施設等との連絡調整に関すること
	・商工団体、機関との連絡調整に関すること
	・危険物質取扱所(火薬類・高圧ガス)との連絡調整に関すること
	・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関すること
	・救援措置に係る被服、寝具その他生活必需品の確保等に関すること
	・救援物資の保管命令又は収用命令に関すること
	・外国人に対する情報伝達の調整に関すること
農林水産部	・食料の供給に関すること
	・農林水産業団体との連絡調整に関すること
	・農道の状況把握、対策に関すること
	・ため池施設等の状況把握、安全確保に関すること
	・林道の状況把握、対策に関すること
	・治山施設の状況把握、対策に関すること
	・漁港施設の状況把握、対策に関すること
	・漁船等による運送に係る連絡調整に関すること
	・漂流物等に係る情報収集に関すること
県土整備部	・土木関係団体との連絡調整に関すること
	・道路(橋りょう含む)の状況把握、対策に関すること
	・道路利用の広域調整に関すること
	・道路公社が管理する道路の情報収集に関すること
	・河川、海岸、ダムの状況把握、対策に関すること
	・砂防施設等の状況把握、対策に関すること
	・港湾施設の状況把握、対策に関すること
	・水源の調整に関すること
	・水の確保に係る調整に関すること
建築都市部	・公園緑地施設の把握、対策に関すること
	・避難地、避難施設の供給等に関すること
	・建設業協会等との連絡調整に関すること
	・建築物の危険度調査等に関すること
	・住宅供給公社との連絡調整に関すること
	・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関すること
	・県営住宅の供給に関すること
企業局	・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関すること
教育委員会	・教育機関等の被害状況把握に関すること
	・避難施設の確保、開設に関すること
	・学校給食施設の活用に関すること
	・公立学校等との連絡調整に関すること

	・生徒、児童等の安全確保の支援に関すること
警察本部	・警備体制に関すること
	・情報の収集・連絡に関すること
	・住民等に対する情報伝達・広報に関すること
	・警戒区域の設定に関すること
	・交通規制に関すること
	・武力攻撃災害における応急措置等に関すること
	・生活関連等施設の安全確保に関すること
	・特殊標章の交付・使用に関すること
	・犯罪予防など秩序安定に関すること
	・緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること

※ 配備体制等については、別途定めることとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部との連携

(1) 国対策本部との連携

県は、国対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、 当該本部と緊密な連携を図る。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する 場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置 について相互に協力するため、職員を出席させる。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護 措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活 動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から措置の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等
 - ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛

大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する(国民保護等派遣)。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

(資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 (※)
- エ その他参考となるべき事項

※ 自衛隊の活動内容 (例)

武力攻撃事態等においては、自衛隊はその主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り以下の措置を実施する。

- ・ 避難住民の誘導 (誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び 救出等)
- ・ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NB C攻撃による汚染への対処等)
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)
- ② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施(関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等)に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本部に連絡を行う。
- ③ 他の都道府県に応援を求める際の活動の調整や手続きについては、相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法 人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるとき は、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職 員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、 国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣 について、あっせんを求める。
- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣

が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを 行う。

7 県の行う応援等

- (1) 他の都道府県に対して行う応援等
 - ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。
- (2) 市町村に対して行う応援等
 - ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
 - ③ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による情報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に 確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるような活動環境の整備を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する 問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を 行う。

9 住民への協力要請

県は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

- ① 知事は、国対策本部長が発令した警報が総務大臣(消防庁)から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県公安委員会、県教育委員会、放送事業者その他の指定地方公共機関に通知する。また、必要に応じてその他の関係機関に連絡する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」 に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を 行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その 国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものと する。

※ 警報の内容

警報の内容としては、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ適切な措置 を講じることができるよう、次のような内容が考えられる。

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測 航空機等の接近、相手国の侵攻状況など相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 当該地域の都道府県名、市町村名など
- ・ 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項 都道府県、市町村等の指示に従って冷静に行動することやテレビ・ラ ジオ等の情報の収集手段の確保に努めることなどの必要な事項

(2) 警報の伝達等

① 知事は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設のうち、知事が直接に伝達するものとして市町村との役割分担を考慮してあらかじめ定めた施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。

(資料編 「関係機関の連絡窓口」のとおり)

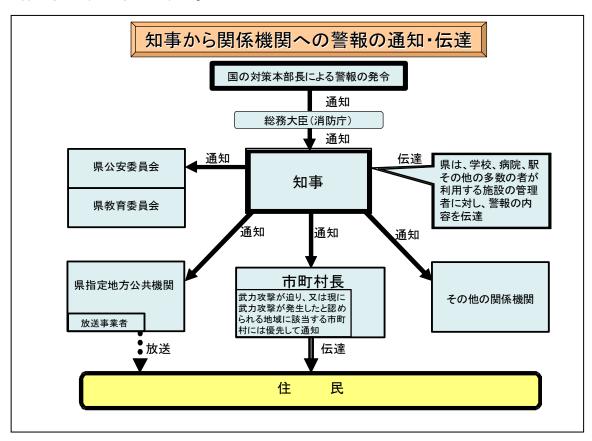
- ② 県は、特に、携帯電話に対する電子メールなどを活用するなど迅速な伝達を行う。
- ③ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。
- ④ 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなど、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

(3) 警報の解除

国対策本部長が警報を解除した場合の通知及び伝達等については、原則として警報の通知等と同様とする。

2 市町村長の警報伝達の基準

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び自治会、町内会等関係団体に伝達するものとする。



(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討するものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市 町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、市町村防災行政無線(同報系)あるいはM C A システムを活用した「ふくおかコミュニティ無線」(同報系)又はそれと同様のシステムを利用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

当該市町村が防災行政無線(同報系)等を整備していない場合は、電子メールの利用や、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用など、事前に定めた方法により周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市 町村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、市町村防災行政無線、「ふくおかコミュニティ無線」等により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 市町村長は、船舶内に在る者に対する警報の伝達について、海上保安庁が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努めるものとする。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。 (その他は警報の発令の場合と同様とする。)
- (6) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項
 - ① 大都市における警報の伝達

市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用など、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努めるものとする。

② 離島、過疎地域における警報の伝達

市町村は、防災行政無線等の使用、消防団などによる伝達、自治会等による連絡網の活用などとともに、状況に応じてファックス、電子メール等を利用するな

どして、警報の伝達が確実に行われるように努めるものとする。

③ 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、県及び市町村は役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努めるものとする。

④ 高齢者、障がいのある人、児童等に対する警報の伝達

市町村は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努めるものとする。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努めるものとする。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から 情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関、市町村等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の例】

	国民保護法に係る緊急通報(例)	
		福岡県知事第〇号
	平成○○年○○月○○日	○○時○○分現在
1 事態の現状		
日時	○○月○○日 ○○時○○分頃、	
場所	○市○○海岸付近において、	

	1
状況	不審なゴムボートが座礁。武装した2~3人組が付近に潜んでい
	る模様です。
	○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報がありま
	した。
	現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われています。
2 今後の予測	付近の外出は、事件に巻き込まれる可能性があります。
3 周知事項	○○海岸付近に居住する住民等は、屋内で施錠の上待機し、
	テレビ・ラジオなどにより情報を収集し、今後の行政の指示を待
	ってください。
	その他不審者に関する情報等があれば、以下に連絡してください
	0
	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課 (電話)
	若しくは、もよりの市役所、町村役場(電話)
4 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話、FAX)

(3) 緊急通報の通知等

緊急通報の関係機関への通知等については、原則として警報の通知等と同様とする。(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。 緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送 放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、そ の国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するも のとする。

また、放送事業者である指定公共機関も同様の放送をするものとされている。

第2 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難 に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定 める。

1 避難措置の指示

- (1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡
 - ① 知事は、総務大臣(消防庁)を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受けては通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村、県公安委員会、県教育委員会、放送事業者その他の指定地方公共機関に通知する。また、必要に応じてその他の関係機関に通知する。

(国対策本部長が避難措置の指示を解除した場合も同様)

【避難措置の指示の内容】

- ・ 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ・ 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

知事から関係機関への避難措置の指示の通知 国の対策本部長による避難措置の指示 通知 総務大臣(消防庁) 通知 県公安委員会 現知 原教育委員会 通知 通知 通知 原教育委員会 通知 不可村長 その他の関係機関

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、 それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示を行う。
- ② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れの ための措置を行う。

なお、避難先地域に、福岡市あるいは北九州市の区域が含まれる場合は、両市が救援措置を実施することを踏まえ、避難の指示に先立ち、あらかじめそれぞれの市長の意見を聴く。

- ③ 通知を受けた場合(①又は②以外の場合) 警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に通知する。
- ※ 大規模な着上陸侵攻の場合などにおける避難措置の指示に係る情報提供について

大規模な着上陸侵攻など都道府県の区域を越える避難については、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、知事は、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

- (1) 住民に対する避難の指示
 - ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

この場合、市町村長は警報の伝達に準じて避難の指示を伝達することとする。

【避難の指示の内容】 (国民保護法で直ちに指示しなければならないとされている 事項であることに留意する。)

- ・ 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ・ 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。)
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ・ 主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法

【避難の指示(一例)】

避難の指示 (例)

(福岡県○○市における特殊部隊攻撃事案)

福岡県知事第〇号

平成○○年○○月○○日 ○○時○○分現在

本県において、○○月○○日○○時○○分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同○○時 ○○分に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

	記
1 事態の状況	
発生時刻(いつ)	○○月○○日○○時○○分頃、
発生場所 (どこ)	○○市○○地区において、
攻撃主体 (だれ)	○○国の特殊部隊が、
攻撃手段(なににより)	○○による攻撃を行い、
被害対象・規模等の状況(どう	住民○○名が死傷したことなどにより、
なった)	我が国へ侵攻した可能性が高いことがわかりました。
2 今後の予測、国民保護措置	国は、
	○○月○○日○○午後~○○日○○早朝にかけて、
対象となる場所	○○市○○地区に、
攻撃主体	○○国の武装工作員が、
予測	上陸する可能性が高いと予測しています。
	同時に、○○施設等への航空攻撃も考えられます。
国民保護措置	よって、知事は○○市全域等に避難の指示を行います。
※「避難措置の指示」など国か	
らの情報等に基づき記述する。	
3 要避難地域	
要避難地域	(1) ○○市全域
※法定指示事項	(2) ○○市全域
※町丁目まで記述	(3) ○○市全域
※知事は、必要に応じて要避難	
地域に近接する地域の住民等	
に対しても避難の指示をする	
ことができる。	
4 避難先地域	
避難先地域	(1) △△市(○○市の住民等は△△市へ避難)
※法定指示事項	(2) △△市(○○市の住民等は△△市へ避難)
	(3) △△市(○○市の住民等は△△市へ避難)

5 避難開始日時等、避難経路	(1) ○○市(詳細は○○市の避難実施要領による。)
、避難方法	① ○○市○○地区の住民等
※法定指示事項	バスにより△△市に向かいます。
※県で記載する事項	避難開始予定:○○月○○日○○時○○分
	避難終了予定:○○月○○日○○時○○分
	・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に徒歩により、集まって
	ください。
	・集合場所から、県道○○線により○○を経由して、避難先地域である△
	△市内の避難施設に移動します。(大型バス○○台確保)
	② ○○市○○地区の住民等
	○○鉄道○○線で○○駅から△△市に向かいます。
	避難開始予定:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
	避難終了予定:○○月○○日○○時○○分
	・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に徒歩により、集まって
	ください。
	・集合場所から○○駅に移動します。
	・○○線で△△市△△駅まで移動します。(○○鉄道○両編成○本/日確
	保)
	・△△市△△駅から徒歩で避難施設に移動します。
	③ ○○市○○島の住民等
	○○港から公営渡船で△△市△△港へ向かいます。
	避難開始予定:○○月○○日○○時○○分
	避難終了予定:○○月○○日○○時○○分
	・市が作成する避難実施要領に示される集合場所に集まってください。
	・集合場所から○○港に移動します。
	・○○港から公営渡船で△△市△△港に移動します。
	(○○人乗り公営渡船○○隻、○○往復/日確保)
	・△△港から△△市の避難施設にバスで移動します。 (1.世 バス ^^ いな (1.)
	(大型バス△△台確保)
	(2) 〇〇市
	(以下略)
6 注意事項	
7 その他の情報	(1) 交通規制情報
	・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各
	種規制情報
	(2) 道路交通情報
	I control of the second of the

	・県警察、道路管理者に確認した情報 (3) 鉄道運行情報 ・鉄道事業者に確認した情報 (4) 海上運航情報 ・船舶事業者に確認した情報 (5) 航空運航情報 ・各空港事務所、航空事業者に確認した情報 (6) 国の支援内容 ・国に支援要請した情報、支援情報 (7) その他 ・避難する期間の見込み など
8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話、FAX)

- ② 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなど、避難の指示の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。
- ③ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に 集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路 や運送手段について総合的に判断し、迅速に調整を行い避難の指示を行う。
- (2) 要避難地域の拡大による避難の指示

知事は、県の地理的、社会的特徴にかんがみ、要避難地域に近接する地域(近接地域)の住民の避難が必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を 経由して、当該地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

【避難の指示に際して調整を要する事項】

- ① 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
 - 関係市町村からの最新の情報の入手
- ② 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- ③ 主要な避難経路や交通規制の調整
 - 県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- ④ 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設データベースに基づき、個別の避難先の候補を選択
- ⑤ 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛省への支援要請

- ⑥ 市町村との役割分担の確認
 - 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- (7) 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整
 - 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - 国対策本部長による利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、避難指示の内容の変更等の調整)
- (3) 放送事業者である指定地方公共機関等による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、 その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について 正確かつ簡潔に放送するものとする。

また、放送事業者である指定公共機関も同様の放送をするものとされている。

この避難の指示の内容が詳細にわたることも考えられるため、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(4) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越える住民の避難に関する調整が円滑に行われるよう、関係 する他の都道府県知事と相互に緊密に連絡し協力する。

① 県の区域を越えて住民を避難させる場合

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」 を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- 避難の方法(輸送手段、避難経路)
- ・ 移動時の支援方法 等
- ② 県の区域を越えて住民の避難を受け入れる場合

知事は、「要避難地域」を管轄する他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を直ちに通知する。

知事は、受入地域の決定の内容を速やかに協議元の都道府県知事に通知する。

- ③ 県の区域が他の都道府県の住民の避難経路となる場合 知事は、避難における移動時の支援方法等について、「要避難地域」「避難住 民の受入地域」を管轄する都道府県知事と協議を行う。その場合には、必要に応 じ区域内の市町村と協議を行う。
- ④ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保を行う場合、安全確保の 責務の明確化の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、 国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。
- ⑤ 知事は、県の区域を越えて住民を避難させている場合において、要避難地域の 全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、速やかにその旨を避 難先地域を管轄する都道府県知事に通知する。

(5) 国対策本部長による利用指針の調整

知事は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、 飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国対策本部長による「利 用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急 に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国対策本部長による意見聴取及び国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難の指示の国対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

(7) 避難の指示の通知等

避難の指示の関係機関への通知等については、原則として警報の通知等と同様とする。(警報の通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(8) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の 避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

なお、福岡市及び北九州市が避難先地域である場合には、当該市区域の避難施設の管理者に対して、当該市長が、知事からの通知に基づき、避難の指示の内容を通知するものとする。

3 避難の方法の基本的考え方

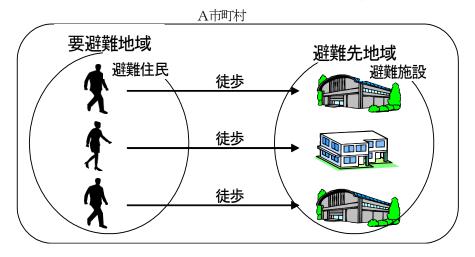
(1) 屋内への避難(退避)

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難(退避)が考えられる。(第1編第5章参照)

これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下街等の地下施設などに移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に 避難する。

(2) 市町村内での避難

市町村内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。

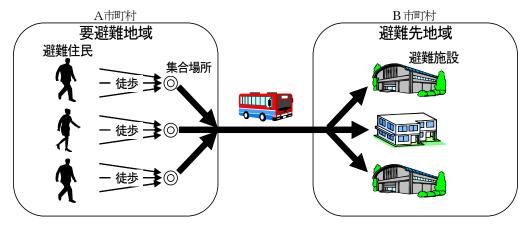


(3) 市町村の区域を越える避難

市町村の区域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

- ① 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市町村により指定された集合場所 に移動する。
 - 同一市町村内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
 - ・ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指 定する。
- ② 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。
 - ・ 原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市町村が保有するバス、電車等により移動する。
 - ・ バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。
 - 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。



→:① 要避難地域の集合場所(◎)への移動

→:② 要避難地域から避難施設への移動

※ 県の区域を越える住民の避難の場合には、他の都道府県との調整を要する。

(4) 避難行動要支援者の避難

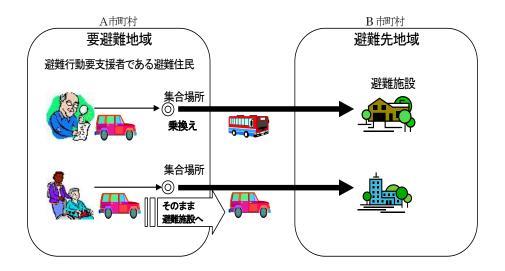
避難行動要支援者の避難について、まず、家族や市町村職員、消防職員、消防団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

次に、集合場所において市町村が事前に把握している避難行動要支援者の状況に 応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- バス等に乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う避難行動要支援者の避難の確認に特に留意する必要がある。

その他、内閣府が作成する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に行うこととする。



※ 地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する 場合がある。

4 大都市における住民の避難等

(1) 大都市における住民の避難

- ① 大都市の住民の避難に際して、国対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、混乱発生の防止のため、まず直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行う。
- ② 知事は、この国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国対策本部長の指示を待って対応する。
- ③ 知事は、バス等の輸送力を最大限に確保することが必要となるため、速やかに 県内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との調整を行い必 要に応じて運送の実施を求める。また、確保した輸送力の不足が見込まれる際は、 速やかに国、他の都道府県等に対して要請等を行う。
- ④ 市長は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治会、学校、施設、事業所単位で集合し、要配慮者等に配慮しつ、地域等毎に順次誘導を行うものとする。

(2) 離島における住民の避難

① 離島の住民の避難に際しては、公営渡船等市町村が準備する船舶を利用することとし、市町村長は、輸送力の不足が見込まれるときは、運送事業者である指定地方公共機関による運送を求めるものとする。

なお、市町村長は、必要があるときは、知事に対し、速やかに第七管区海上保安本部等に連絡し、避難への協力要請を行うよう求めるものとする。

② 当該市町村長は速やかに、避難すべき住民の数、確保が見込める輸送量及び避難に要する輸送回数、運送手段の不足の見込み等について知事に報告することとする。

(3) 過疎地域における住民の避難

過疎地域における住民の避難に際しては、住民の運送手段としてバス等を利用し、 知事は、道路等の状況を踏まえ避難経路の確保を行う。

避難に当たって、学校、施設あるいは集落単位で集合することとし、市町村長は、 徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等利用など集合方法に関して地域 の実情に応じて指示するものとする。

(4) 大規模集客施設等の利用者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設等における住民の避難に際しては、市町村長は、施設管理者等と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供するなどにより混乱の防止に努め、施設の特性や事態の推移に応じて、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を行うものとする。

(5) 高齢者、障がいのある人等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努めると ともに、円滑に避難できるよう配慮を行うこととする。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市町村長は、その状況について家族等に周知を図ることとする。

5 各事態での避難の指示の考え方

- (1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合
 - ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、住民を屋内に 避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

- ※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(JーALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、他の安全な地域への避難を行うなど、国からの避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応 をとるものとする。

【避難の指示(例:弾道ミサイルによる攻撃の場合)】

避難の指示(例) (弾道ミサイル発射予測事案)

福岡県知事第〇号

平成○○年○○月○○日 ○○時○○分現在

本県において、○○月○○日○○時○○分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同○○時 ○○分に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民等は、この避難の指示及び各市町村が策定する「避難実施要領」に基づいて、直ちに落ち着いて避難してください。

記し、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは	
1 事態の状況	
発生時刻(いつ)	○○年○○月○○日○○時○○分ごろ、
発生場所 (どこ)	我が国に対し、

攻撃主体 (だれ)	○○国が
攻撃手段(なににより)	弾道ミサイルの
被害対象・規模等の状況(どう	発射準備を開始したとの極めて信頼度の高い情報が入りました。
なった)	
2 今後の予測、国民保護措置	
対象となる場所	今後1時間以内に、我が国の全域で弾道ミサイルの着弾の恐れがあります
攻撃主体	0
予測	現在、我が国は米国と協力し、さらに詳しい情報を集めています。
国民保護措置	よって、知事は○○市全域等に避難の指示を行います。
※「避難措置の指示」など国か	なお、今後の状況によって、他の安全な地域への避難を行う避難の指示を
らの情報等に基づき記述する。	行うことがあります。
3 要避難地域	
要避難地域	福岡県全域
※法定指示事項	
4 避難先地域	
避難先地域	屋内避難
※法定指示事項	直ちに、住民等は、外出を控え、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造
	りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に
	避難してください。
5 避難開始日時等、避難経路	
、避難方法	
※法定指示事項	
※県で記載する事項	
6 注意事項	
7 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話、FAX)

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を 行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。
 - この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

【避難の指示 (例:ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合)】

避難の指示 (例)

(福岡県○○市におけるゲリラ攻撃事案)

福岡県知事第〇号

平成○○年○○月○○日 ○○時○○分現在

本県において、○○月○○日○○時○○分に、国対策本部長から警報の通知を受けるとともに、同○○時 ○○分に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民等は、この避難の指示及び○○市において策定される「避難実施要領」に基づいて、各市町村の職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

言己		
1 事態の状況		
発生時刻(いつ)	○○年○○月○○日○○時○○分ごろ、	
発生場所 (どこ)	○○駅が、	
攻撃主体 (だれ)	ゲリラによる	
攻撃手段(なににより)	ロケット弾による攻撃を	
被害対象・規模等の状況(どう		
なった)	現在、○○駅の隣の○○ビルに、武装したゲリラが立てこもっています。	
	警察及び自衛隊が付近一帯を閉鎖しました。	
2 今後の予測、国民保護措置	国は、今後、	
対象となる場所	○○地区で	
攻撃主体	ゲリラとの銃撃戦により	
予測	住民等に被害が及ぶ危険があると判断しました。	
国民保護措置	よって、知事は○○市全域等に避難の指示を行います。	
※「避難措置の指示」など国か		
らの情報等に基づき記述する。		
3 要避難地域		
要避難地域	〇〇地区〇〇丁目~〇〇丁目	
※法定指示事項		
※町丁目まで記述		
※知事は、必要に応じて要避難		
地域に近接する地域の住民等		
に対しても避難の指示をする		
ことができる。		
4 避難先地域		
避難先地域	○○地区	
※法定指示事項		

5 避難開始日時等、避難経路	・直ちに徒歩により、○○通りから○○地区の○○避難施設へ避難してく
、避難方法	ださい。
※法定指示事項	・○○通り○○交差点から○○交差点を避けてください。
※県で記載する事項	
6 注意事項	
7 その他の情報	(1) 交通規制情報
	・県警察、第七管区海上保安本部、自衛隊と調整・把握した結果による各
	種規制情報
	(2) 道路交通情報
	・県警察、道路管理者に確認した情報
	(3) 鉄道運行情報
	・鉄道事業者に確認した情報
	(4) 海上運航情報
	・船舶事業者に確認した情報
	(5) 航空運航情報
	・各空港事務所、航空事業者に確認した情報
	(6) 国の支援内容
	・国に支援要請した情報、支援情報
	(7) その他
	・避難する期間の見込みなど
8 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話、FAX)

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機による攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当であるため、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。

(4) 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を 受けて、避難の指示を行うが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

- ・ 国対策本部長から緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に相当する地域について、屋内避難又他の地域への避難等の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。
- ・ 国対策本部長から緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に相当する地域外について、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)に相当する地域と同様の指示があった場合、知事は、この内容を踏まえて、避難の指示を行う。

- ・ コンクリート建築物等への屋内避難を指示
- 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(5) NBC攻撃の場合

知事は、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずる ことや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、知事は、国対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

6 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、自らの判断で、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や秩序の維持、車両・ヘリコプター等による情報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村からの要請にこたえて必要と考える措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難の誘導に対する支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、知事は、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、県の職員を指揮して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る配分について広域的観点から調整が必要であると判断した

場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事は自ら要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に 行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円 滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の 誘導が市町村長により行われないときは、市町村長に通知した上で、県の職員を指 揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 避難誘導を実施する者による警告等

避難住民を誘導する警察官等は、避難に伴う混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や 避難の流れに逆行する者等危険行為を行う者に対して警告又は指示をすることができる。

また、避難住民の誘導あるいはその補助をする県の職員は同様に、必要な警告又は指示をすることができる。

(7) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(8) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(9) 避難住民の運送の求め等

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応

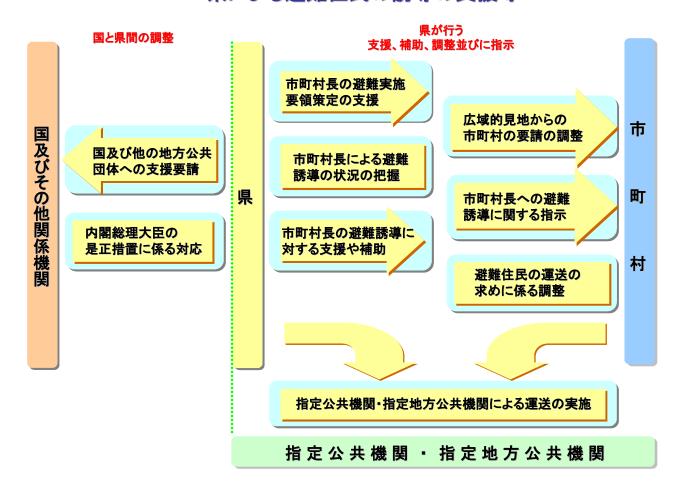
じないと認めるときは、国対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(10) 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の 求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、 武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅 客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

また、運送事業者である指定公共機関も同様の措置をするものとされている。

県による避難住民の誘導の支援等



7 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や作成の際の留意事項を市町村国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の作成及び報告

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

市町村長は、策定した避難実施要領を直ちに知事に報告するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難 住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項
- (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項
 - ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事 務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
 - ② 避難先 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
 - ③ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
 - ④ 集合時間 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り 具体的に記載する。
 - ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合 に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
 - ⑥ 避難の手段及び避難の経路 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
 - ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団 員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
 - ⑧ 高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障がいのある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導 を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
 - ① 避難住民の携行品、服装 避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身 軽で動きやすい服装について記載する。
 - ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

【市町村が策定する避難実施要領の例示(参考)】

避難実施要領 (例)

福岡県A市長第〇号

平成○○年○○月○○日 ○○時○○分現在

A市における住民等は、市が策定する「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従い 、落ち着いて避難してください。

記

- 1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法
 - (1) A市のA1地区の住民等は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難施設として、○ ○月○○日○○時○○分を目途に避難を開始してください。
 - バス A市A1地区の住民等は、集合場所であるA市立A1小学校グラウンドに集まってください。 その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

集合場所から、○○バス会社のバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に移動します。

鉄道 A市A1地区の住民等は、集合場所である○○鉄道△△線AA駅前広場に集まってください。 その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

なお、AA駅までの経路は、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用してください。

集合場所から、 $\bigcirc\bigcirc$ 日 $\bigcirc\bigcirc$ 日 $\bigcirc\bigcirc$ 時 $\bigcirc\bigcirc$ 分発B市B1 \mathbb{R} 行きの電車及びそれ以降の電車により移動します。

B市B1駅到着後は、A市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に移動します。 船舶 A市A1地区の住民等は、集合場所であるA市A港に集まってください。その際、できるだけ自治会、町内会、事務所等の単位で行動してください。

集合場所から、○○日○○時○○分発B市B1港行きの、A市営汽船○○号により移動します。

B市B1港到着後は、A市職員の誘導に従って、バスでB市立B1高校体育館に移動します。

…以下略…

(2) A市のA 2地区の住民等は、B市のB 2地区にあるB市立B 2中学校を避難施設として、○○月 ○○日○○時○○分を目途に避難を開始してください。

…以下略…

- 2 避難を行う住民等に関する伝達事項
 - (1) 近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット(頭巾)で頭を保護し、靴は底の丈夫な 履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、海上保安官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりです。 A市対策本部 避難誘導担当、電話、FAX

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

- ・住民等へ避難実施要領を周知する要員
- 避難誘導を行う要員
- ・避難経路に配置する要員
- ・残留者を確認する要員
- 市対策本部要員
- ・避難先地域への先行要員
- ・避難誘導の際の水、食料等支援要員
- ・ (避難施設の運営要員) ※市町村内での避難の場合
- (2) 高齢者、障がいのある人その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導 誘導に当たっては、避難行動要支援者の「避難支援プラン」を活用して優先的に避難誘導する。 また、自主防災組織や自治会などに対し、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行 う避難誘導の協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員は、防災行政無線等を用いて、各地区の住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A1・A2地区の自治会長、当該区域を管轄する消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への伝達を依頼する。
- (3) 担当職員は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (5) 避難行動要支援者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5 避難の誘導

- (1) 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 残留者の確認

- (1) 市で指定した避難開始時刻から一定時間経過後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。 (時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- 7 市担当部署 A市対策本部、避難誘導担当、電話、FAX

8 病院等の施設の管理者の責務

病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他 滞在している施設において、当該施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、 当該避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 被災地等における安全確保等

県警察は、市町村等と連携し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難施設等の定期的な巡回を行い、住民の安全の確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努める。

県は、飼育されていた家庭動物等の保護に関し、関係団体やボランティア等の調整を行うとともに、危険動物の飼養者に対し、逸走等の防止及び逸走により発生する危害の防止対策を指導する。

第5章 救援

知事は、避難先地域等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護する ために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のと おり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている 避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

また、大都市特例により、知事は、福岡市長若しくは北九州市長に対する救援の指示を受けたときは、直ちに、その指示について、当該市長に通知する。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事は、必要があると認めるときは、金銭を支給して救援を行うことができる。

(2) 指定都市による救援の実施に係る調整

知事は、福岡市及び北九州市が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、当該市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

なお、医療の提供に伴い必要となる赤十字標章の交付及び実費弁償についても、 福岡市及び北九州市が県と同様の立場で実施するものとする。

(3) 市町村による救援の実施(指定都市を除く。)に係る調整 知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長に行わせる場合は、それぞれ

の役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行う。

また、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

知事は、市町村長が行う救援の内容及びその期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携・協力

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して具体的な支援 内容を示し救援に係る物資の供給その他の支援を求める。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

知事は、1(3)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務 以外の市町村長が行う救援の補助についても市町村長と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の 運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」(第3編第4章第2の6の(9)) に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、「指定地方公共機関による 運送の実施」(第3編第4章第2の6の(10))に準じて行うものとする。

(7) 救援への協力

知事又は県の職員は、救援を行うため必要があるときは、当該救援を必要とする 避難住民等及びその近隣の者に対し、援助の協力について要請する。 この場合においては、救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程 度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する 場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の実施にあたっての留意点

知事は、救援の実施に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児などに対して 十分配慮するとともに、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難施設の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供 与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握)
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の国への支援要 請
- 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資運送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 避難住民等の健康状態の把握
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出

- 県警察、消防機関及び海上保安庁等が行う被災者の捜索及び救出活動との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 広域的な観点から武力攻撃災害時における遺体の円滑な火葬を支援するため の市町村間及び近接県との連絡調整
- · 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡 し等の実施
- ・ 埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障がいのある人等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- 不足する学用品の把握
- 学用品の給与体制の確保

- ⑨ 遺体の捜索及び措置
 - ・ 遺体の捜索及び措置の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保 安庁等の関係機関との連携
 - 被災情報、安否情報の確認
 - ・ 遺体の捜索及び措置の時期や場所の決定
 - 遺体の措置方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存(原則既存の建物) 及び検案等の措置)
 - 遺体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の実施時期及び施工者との調整
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置
- (4) 救援に当たって特に留意が必要な事項
 - ① 大都市における救援

大都市における救援に当たっては、対象となる住民が多数になることから、当該地域における対応能力では不足することが見込まれるため、速やかに救援すべき住民の数や必要となる食品・飲料水の数量及び医療の提供内容等の把握に努めることとする。

県内のみの対応では物資の供給や医療の提供について不足が見込まれる場合、 知事は、速やかに国、他の都道府県に対して支援や応援の要請を行う。

- ② 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の救援
 - ア 収容施設はバリアフリー化に努め、必要に応じて福祉避難所を設けるなどそれぞれの状況に応じた利用を考慮する。
 - イ 食料や生活必需品の提供に当たっては、それぞれの健康状態等に応じたもの が確実に配布されるようにする。
 - ウ さまざまな情報が正確に伝達されるよう、映像・文字及び音声などによる情報の提供に配慮する。
 - エ それぞれの健康状態等に応じた医療の提供が出来る体制を整えるとともに、 巡回相談等により必要とする救援内容を的確に把握するよう努める。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(1) 広域的応援体制の確保

知事は、必要に応じ国及び医療に係る指定公共機関に被災地・避難先地域以外の 医療施設における後方医療活動を依頼する。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

知事は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は 医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安 全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の 安全の確保に十分に配慮する。

(3) NBC攻撃を受けた場合の医療活動等

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

- ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合
 - ・ 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施(被ばく線量計による管理等の防護措置を実施)
 - ・ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療活動の実施
- ② 生物剤による攻撃の場合
 - ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染 症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワク チンの接種等の防護措置)
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
- ③ 化学剤による攻撃の場合
 - ・ 県警察、消防機関等による、化学剤の特性に応じた早期の患者の除染、速や かな搬送等の実施(防護服の着用等、隊員の安全措置を実施)
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

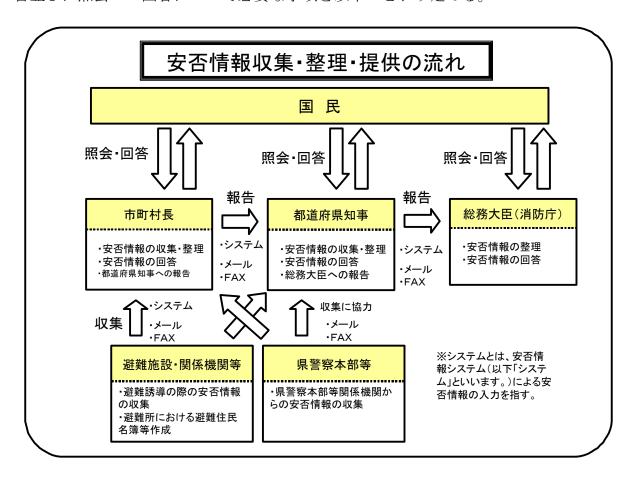
知事は、救援を行うため緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ国民保護法に 基づき、次の措置を講ずることができる。

なお、知事は下記②、③、④に示す措置を行う場合は、公用令書を交付する。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資(特定物資)について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② ①の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用(原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要)
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑦ 医療の要請及び指示

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を 勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報 告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

知事は、「安否情報省令」に基づき、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

(2) 県警察の通知

県警察は、遺体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、 県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

知事は、安否情報を保有する医療機関、輸送機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づく ものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報を整理するとともに、自ら収集した安 否情報を整理するよう努めるなど、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保 を図る。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報に ついても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令が定める様式に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき

は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否 情報項目を様式第5号により回答する。

③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 知事は、安否情報が個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては 十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹 底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が 必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

知事は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するなどの協力を行う。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で 収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のた めに保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安 否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるも のとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答 市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うも のとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、 その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施 設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生するなど武力攻撃災害が大規模である場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊等の派遣等国における必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる県の職員の安全の確保

知事は、武力攻撃災害への対処措置に従事する県の職員について、必要な情報の 提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力と協力する者の安全確保 知事若しくは県の職員又は警察官等は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その 他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める ときは、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。 この場合において、必要な情報の提供や安全の確保に十分に配慮する。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、 不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村 長、消防吏員、警察官若しくは海上保安官からの当該兆候の通知を受けたときは、県 警察等の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、関係機関からの意見や情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置(施設の巡回の実施等)を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察及び消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

県はその管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安 部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定(生活関連等施設の特性及び周辺の地域の実情を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は撤去を命ずる必要があると考えられる区域)

② 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明示

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国対策本部との緊密な連携

知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握し、国対策本部長へ必要な措置の実施を要請するなど、緊密な連携を図る。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に 行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める ときは、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じ る。

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ※ 既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は資料編(「危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧」)のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地本部を設置するなど、福岡県石油コンビナート等防災計画により対処する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

特に、知事は、石油コンビナート等災害防止法の読み替えにより、石油コンビナート等防災本部とともに、異常現象の発生に係る通報を受けた場合、消防署長又は市町村長からその旨の通報を受けること、また、特定地方行政機関や市町村長、特定事業者など必要な措置を実施する責任を有する者から、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について逐次報告を受けることなどに留意する。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

県は、放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合等における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施 県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関 する措置の実施に当たっては、原則として、福岡県地域防災計画(原子力災害対策 編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
 - ① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業者等から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。
 - ② 知事は、モニタリングポスト等による把握及び消防・県警察等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者等並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。
 - ③ 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、 応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に 準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
 - ④ 知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、 市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。
- (3) モニタリングの実施

県は、通報を受けたときは、モニタリングの実施について、福岡県地域防災計画 (原子力災害対策編)の定めの例により行うものとする。

- (4) 住民の避難等の措置
 - ① 知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合に

は、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難又は一時移転(福岡県地域防 災計画(原子力災害対策編)の一時移転をいう。以下同じ。)を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

県は避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)の定めの例により行うものとする。

なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であること に留意する。

② 知事は、原子力事業者等からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

(5) 応急措置の概要の通知

知事は、原子力事業者等が行った武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置の概要に関する原子力事業者等からの報告の内容を周辺市町村長に通知する。

(6) 応急対策と事後対策の実施

知事は、武力攻撃原子力災害に対する応急対策及び事後対策を実施する。

(7) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者等に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(8) 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ョウ素剤の予防服用の実施について、福岡県地域防災計画(原子力災 害対策編)の定めの例により行うものとする。

(9) 飲食物の摂取制限等

県は、飲食物の摂取制限等の措置について、福岡県地域防災計画(原子力災害対 策編)の定めの例により行うものとする。

(10) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について積極的な収集に努め、当該情報を 速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急 措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃に よる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行 う。

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。) の避難退域時検査及び簡易除染を福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)の定め の例により行うものとする。

県警察、消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とと もに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

また、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長、関係消防組合の管理者又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を保健福祉環境事務所を通じて保健環境研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの 問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

知事は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国と連携して、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定 を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を 行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、 汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健福祉環境事務所においては、県警察等 関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、保健環境研究所は、平素から構 築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

知事又は知事から汚染拡大の防止について必要な協力を要請された県警察本部 長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、 次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6 号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

 1. 当該措置を講ずる旨

 2. 当該措置を講ずる理由

 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)

 4. 当該措置を講ずる時期

 5. 当該措置の内容

知事又は県警察本部長は、必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機(以下、「土地等」という。)に立ち入らせる。この場合、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(6) 協力の要請に係る安全の確保

知事は、関係市町村長、関係消防組合の管理者及び県警察本部長に対し必要な協力を要請するときは、その職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じる。

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、 市町村に代わって自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定などを行うこと から、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急 の必要があると認めるときは、地域の住民に対し、退避の指示を行う。

【退避の指示(一例)】

「退避の指示(一例)」	
	退避の指示(例)
	福岡県知事第〇号
	平成○○年○○月○○日 ○○時○○分現在
1 指示事項	
退避を要する地域	○○市○○地区及び○○地区の住民等は、
退避場所	○○小学校若しくは○○公民館へ速やかに徒歩で退避してくださ
	٧١°
2 注意事項	・自家用車は原則として使用しないでください。ただし、身体障
※資料編「文例」を参考に記述	害者手帳保有者・妊婦・乳児同乗車両、災害時避難用として事前
する。	登録車両、その他運行の必要な車両は除きます。
	・服装は、身軽で動きやすいもので避難してください。
	・帽子やヘルメット(頭巾)で頭を保護し、運動靴等履きなれた
	靴を履いてください。
3 県担当部署	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(電話、FAX)

(2) 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと

考えられるとき

② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 知事は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、必要に応じて交通規制などの措置を講ずる。
- ④ 知事は、市町村による退避の指示の通知を受け、又は自ら退避の指示を行った場合は、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

(4) 警察官又は海上保安官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、 退避の指示をすることができる。

また、海上保安官も同様の措置ができることとされている。

2 事前措置等の指示

知事は、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

警察署長は、市町村長又は県知事から要請があったときは、同様の指示をすることができる。また、海上保安部長等も、同様の措置ができることとされている。

この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、 警戒区域の設定を行う。また、その旨を、直ちに市町村長に通知する。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、必要に応じて交通規制などの措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。
- (4) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定等

警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。 また、海上保安官も同様の措置をとることとされている。

4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を 使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

5 消防に関する措置等

- (1) 消防に関する措置等
 - ① 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救 急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関 との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要 に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連 絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

また、知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防 庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相 互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指 示を行う。

- ② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請 知事は、区域内の消防力のみで対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等 の要請を行うことができる。
- ③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応知事は、自らの県が被災していない場合において、上記②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。
- ④ 消防等に出動する職員の安全の確保 上記①~③において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分 配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供

県は、被災情報を収集するとともに、国対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告並びに情報提供に関して必要な事項などについて、以下のとおり定める。

- (1) 被災情報の収集及び報告並びに情報提供
 - ① 県は、電話、FAX、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせる ほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を 活用して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき報告を求める。
- ③ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

その後、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について所定の様式に従い、電子メール、FAX等により報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき報告する。

- ④ 県は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施 状況等について、広報班を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努める。 また、提供する情報の内容について、関係機関と相互に通知し、情報交換を行 うよう努める。
- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び九州管区警察局に速やかに報告する。
- (2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に速やかに被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、収集した情報については、各機関が保有する情報通信手段により、県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域において常に良好な衛生状態を保つように努めるため、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

また、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、その安全の確保に十分配慮しながら、実施に必要な援助について協力を要請する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、 健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域 の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止のため、食品衛生関係団体と連携し、 食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士等からなる栄養指導班を編制 し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、「福岡県災害廃棄物処理計画」(平成28年福岡県環境部廃棄物対策課作成)に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行う。

3 文化財の保護

- (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等
 - ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗 文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害に よる重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手 続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
 - ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者等から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該 措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があ

ったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、 国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に 関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い 物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」 という。) の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止 するため、次に掲げる措置を行う。
 - ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置
- (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
 - ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下「特定物資」という。)を指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者(小売業者を除く)及び当該都道府県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査
- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に 当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定 物資の売渡しの指示
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の 裁定及びその結果通知
- オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問
- ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の 安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、当該都道 府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く) 及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、 次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び 指示に従わない小売業者の公表
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定 する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった 者の公表
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する 業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問
- ③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を 講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える 価格とすることの許可

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難 先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学制度の周知、被災によ る生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災 地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切 な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに 県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の 雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民 等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で

生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討する。

(5) 支援措置の広報等

県は、上記の支援措置等を広く広報するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

- (1) 県及び市町村による生活基盤等の確保
 - ① 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県及び市町村は、消毒その他の衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
 - ② 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県及び市町村は、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保
 - ① 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
 - ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
 - ③ 電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、臨時回線の設定や災害対策用設備の運用等、通信を確保するために必要な措置を講ずることとする。この場合において、国民保護措置の実施に必要な通信の確保を優先的に行うこととする。
 - ④ 医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
 - ⑤ 道路の管理者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、施設の状況確認、安全の確保等を行い、道路を適切に管理することとする。
 - ⑥ ①の措置等については、電気事業者及びガス事業者である指定公共機関並びに 電力広域的運営推進機関において、②~⑤までの措置等については、指定公共機 関においても同様の措置等をすることとされている。

第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。この場合、県に隣接又は近接する都道府県公安委員会に対して、その旨を通知し、他の都道府県の区域にある者に周知させるよう努める。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に実施する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、相互に連携して、住民、運転者等に周知徹底を図る。

また、道路管理者である市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を講ずるものとする。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、道路管理者、消防機関 及び自衛隊等と協力し、放置車両の撤去等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者 等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛 隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等

ア標章

第一追加議定書(1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力 紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I))第8条(1)に規定され る特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。)。

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。)。

ウ 身分証明書

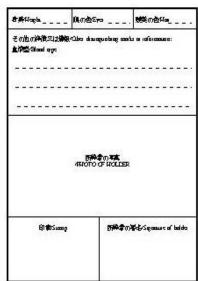
第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記の とおり。)。

工 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。







(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

② 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)



母被taskpr	側の数2m	. 競技の色4mm
その他の神像四は神像の	Obo danagnahag aa	ils a raformano:
king Good op		
	西科学 の本本	
	野神寺の事業 440170 で HOLLES	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の 身分証明書のひな型)

- (2) 赤十字標章等の交付及び管理
 - ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。
 - ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者 (ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)
 - ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、 交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。
 - ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者
- (3) 特殊標章等の交付及び管理
 - ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を する者
- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、 交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。
- (4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県、市町村及び指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃 災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措 置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県、市町村及び指定地方公共機関が管理する施設及び設備の緊急点検等 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施 設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び 被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

また、市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を行うものとする。

(2) 情報通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線、電気通信施設等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

また、市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を講ずるものとする。

(3) 知事に対する支援要請

市町村長及び指定地方公共機関は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、知事に対し、その管理する施設及び設備の被害状況及び復旧措置の状況等を報告の上、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

(4) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、 国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関 して支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県、市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の応急の復旧 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理するライフライン施設につい て、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧の ための措置を講ずる。

また、市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を講ずるものとする。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地 方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設 ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住 民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧 のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県、市町村及び指定地方公共機関が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

また、市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を講ずるものとする。

(3) 輸送施設の被害状況の報告

市町村、指定地方公共機関は、上記において把握した被害の状況について、県に 報告するものとする。

また、県は、県内における輸送施設を管理している道路管理者及び鉄道事業者である指定公共機関が、国土交通省に対して報告したそれぞれが把握した被害の状況について、情報の提供を求める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県、市町村及び指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃 災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害 の復旧に関して必要な事項について、基本的な考え方を以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を実施するものとする。

(2) 県、市町村及び指定地方公共機関が管理する施設及び設備の復旧 県は、武力攻撃災害によりその管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の 状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

市町村及び指定地方公共機関も同様の措置を行うものとする。

また、県及び市町村は必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県及び市町村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

(3) 他の都道府県知事の応援に要する費用の支弁

県は、国民保護法の規定により他の都道府県知事の応援を受けた場合、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をした他の都道府県に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(4) 県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

市町村が武力攻撃災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民保護措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、当該市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、県が支弁する。

(5) 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事がその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行う こととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁する。

この場合又は県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った 結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補 償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県

国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

県は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、福岡県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃 事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

対応事例編

本編では、事態発生から県の初動体制、警報の通知、避難の指示、救援などの一連の国民保護措置を分かりやすいものとするため、具体的な事例についての対応の流れを例示し、国や県、市町村等がどのような措置を実施し、住民はどのように行動する必要があるのかその概要を示すこととする。

事例は、①事態への迅速な対応が必要と考えられること、②国内外の情勢等からその対処の考え方を示すことが重要であることなどを考慮し、武力攻撃事態として想定した4類型の中から「弾道ミサイル攻撃」を、緊急対処事態として想定した事態例の中から「列車等の爆破」を選定した。

両事例の主な相違点は初動及び措置内容にあり、「弾道ミサイル攻撃」は、国の警報発令に始まり対応は避難が中心であり、「列車等の爆破」では、県内での被害発生情報の入手から始まり対応は救助等が中心となる。

※本編では、特に「県」と「知事」の使い分けはせず、「県」で統一した。国と市町村についても同様。

1 弾道ミサイル攻撃への対応事例

<弾道ミサイルが発射され、着弾後に通常弾頭であることが判明した事例を想定>

○弾道ミサイル攻撃に際しては、まず弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報が発 令され、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報を発令す ることとされています。

(1) 県の国民保護対策本部の設置

- 国から国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、県は直ちに県国民保護対策本部を設置します。指定がない場合は、必要に応じて国民保護対策準備室を設置します。
- 国の通知を休日や夜間に受けた場合は、県の当直職員が、職員呼出装置、携帯電話、電子メール等により、速やかに県対策本部の職員を参集させます。
- 県対策本部は、関係機関との防災行政無線や電話等を通じて、情報収集に着手します。

(2) 市町村の国民保護対策本部の設置

○ 国からの国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合は、市町村は直ちに市町村国民保護対策本部を設置し、県に準じて対応します。

(3) 関係機関に対する警報の通知

○ 県は、国の発した警報を受けたときは、直ちにその内容を市町村、放送事業者その他あらかじめ指定された関係機関(指定地方公共機関等)に通知します。

○ 県は、特に放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)に対し迅速に警報の内容を通知し、放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)は、その国民保護業務計画に基づき速やかに放送することとされています。

(4) 住民に対する警報の伝達

- 県や市町村は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やか に警報の内容を伝達します。施設の利用者には、館内放送などで知らせます。
- 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなどして警報 の内容の的確かつ迅速な伝達を図ります。
- 市町村は、県から弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の通知を受けた ときは、原則としてサイレンは使用せず、市町村が保有する市町村防災行政無線、 「ふくおかコミュニティ無線」などの伝達手段を活用して、速やかに住民や自治会、 町内会等関係団体に伝達します。
- 市町村は、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が通知された場合 において、着弾予測地域に当該市町村が含まれているときは、市町村が保有する伝 達手段を活用して、以下の要領により、速やかに住民や自治会、町内会等関係団体 に警報を伝達します。
 - ・ 防災行政無線(同報系)等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴 して住民に注意喚起した後、警報の内容を音声放送等により周知します。
 - ・ 防災行政無線(同報系)等を整備されていない場合は、電子メールの利用や、 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用 などにより周知します。

(5) 関係機関への避難の指示の通知と住民に対する避難の指示

○ 弾道ミサイル攻撃では住民が速やかに屋内に避難する必要があるので、県は、警報の通知と併せて、直ちにその旨を市町村、放送事業者その他の指定地方公共機関等に通知します。

避難の指示の内容(例)

- ・直ちに、できるだけ、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の 地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難すること
- ・県や市町村の指示に従い、冷静に行動すること
- 弾道ミサイルの着弾直後は、屋外に出ると危険が伴うため避難した施設内に留まることとなります。
- その後、県は、被害内容等が判明した後に、国からの指示を受けて、他の安全な 地域への避難を行うよう指示をします。
- 住民に対する避難の指示は、警報の通知、伝達と同じ方法で行われます。 また、放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)においても、避難の指示について放送することとされています。

(6) 住民の避難

- 市町村は、避難の指示の通知後直ちに、住民を近隣の堅ろうな施設、地下施設などの屋内へ避難誘導します。その要領については市町村が事前に決めておきます。
- その後に住民を他の安全な地域へ避難させる場合には、市町村は、県警察など関係機関の意見を聴いて決めた避難の実施方法等により避難の誘導をします。
- 県は、市町村の行っている避難誘導の状況について報告を受けて、必要がある場合には支援を行います。
- 住民の避難を誘導している県・市町村職員等は、避難による混雑等で危険な状況 にならないように、障害物を置いていたり避難の流れに逆行する者などに対して、 警告や指示を行います。

(7) 被災者の捜索、救出等

- 消防本部は、弾道ミサイルにより被害が出た場合は、被災者の救急・救助活動及 び消火活動などを行います。
- 県警察、消防本部は、国の機関とともに、弾道ミサイルに化学剤等が使用されているかどうかなどを、可能な範囲で調査します。
- 県は、県内の消防本部の活動のみでは対応が不足する場合には、消防庁長官に対して応援等の要請を行います。
- 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の捜索及び救出活動を行います。

(8) 医療の提供

- 県は、警報発令後すぐに医師、看護師による救護班編成の準備を始めます。また、 医薬品等の確保についても準備を始めます。
- 県は、被災者の情報を収集して、収集した情報に応じて、救護班を現場に派遣して医療活動に当たります。
- 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにします。
- 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行います。
- 県は、県内の医療活動で不足する時は、国、日本赤十字社などに対して他都道府 県での受入などの後方医療活動を依頼します。

(9) 災害拡大の防止等

- 市町村又は県は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じて、ミサイルの着弾地点の周辺地域に警戒区域を設定し、その警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、あるいは退去を命じることになります。
- 県は、県警察、消防本部などと連携して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、 駅、空港等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集 を行います。
- 県は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等

を行うよう要請します。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言など の支援を行います。

- 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なと きは、速やかに立入制限区域を指定します。
- 県は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取 扱所の使用の一時停止などを命じます。

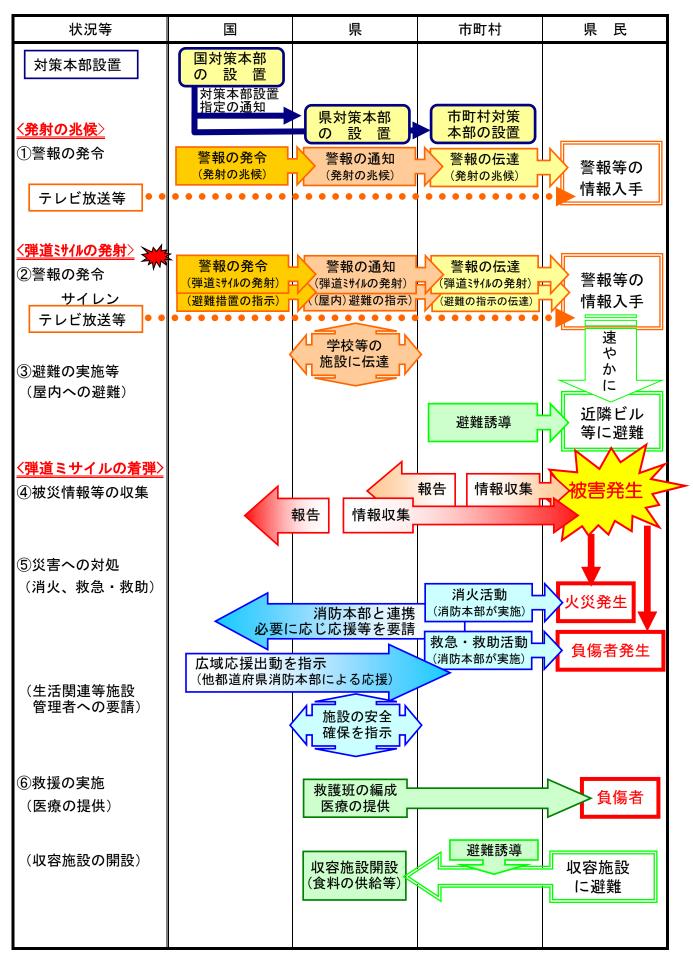
(10) 住民の安否情報の収集、回答

- 市町村は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意による安否情報の収 集を行います。
- 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県 警察への照会などにより安否情報の収集を行い、市町村からの報告と併せて整理し ます。
- 県、市町村は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号などを住民に 周知します。照会は、原則として書面により受け付けることとなります。
- 県、市町村は、安否情報の回答に当たっては、個人情報の保護に十分留意しなが ら文書により行います。

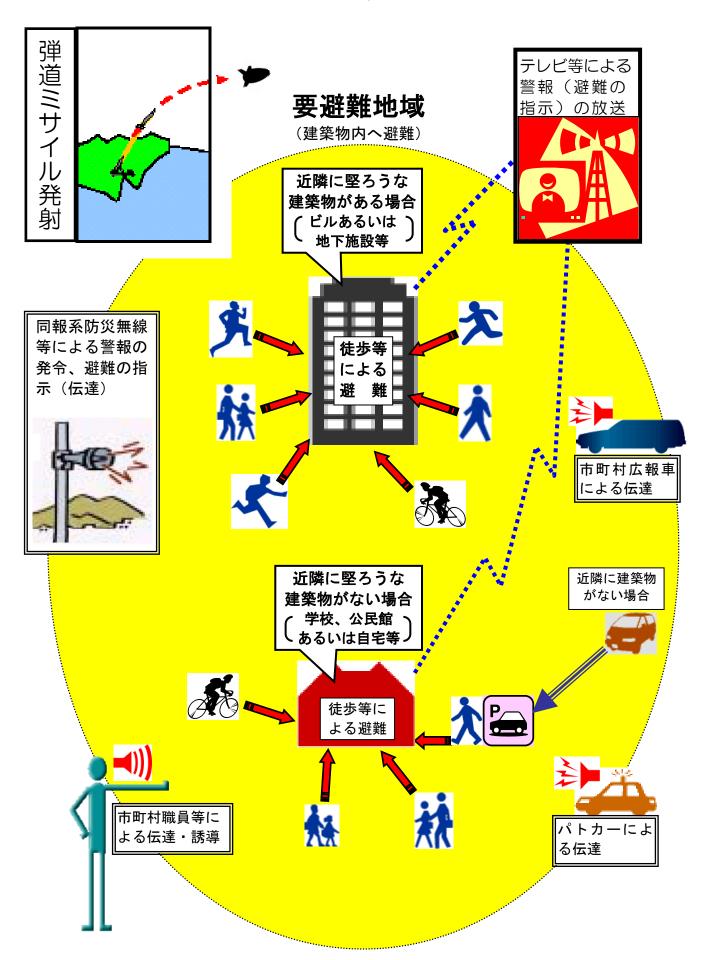
(11) 被災情報の収集、提供

- 県は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について 収集します。また、市町村に対しても被災情報の報告を求めます。
- 県は、被災情報の第一報を直ちに消防庁に報告します。また、その後、随時収集 した情報についても消防庁に報告します。
- 県は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、県民の皆さんに積極的 に情報提供を行います。

【 弾道ミサイル攻撃への対応事例:関係機関の対応(時系列)】



【 弾道ミサイル攻撃への対応事例:警報(発射)発令時の初動行動 】



2 列車等の爆破への対応事例

<複数の場所で多数の死傷者が発生した事態を想定>

(1) 県の国民保護対策準備室の設置

- 県は、多数の死傷者が発生した事態について、市町村など現場からの報告を受けた ときは、速やかに副知事を準備室長とした「県国民保護対策準備室」を設置します。
- 県の担当職員は、速やかに、職員呼出装置、携帯電話、電子メール等により、県 国民保護対策準備室の要員を参集させます。
- 県は、直ちに事案の発生について、消防庁に連絡します。
- また、県は、必要がある場合には、国に対し、緊急対処事態として認定するよう 要請します。
- 県は、関係機関から防災行政無線や電話等を通じて、情報収集を行います。
- 県は、事案の発生や県対策準備室を設置したことなどを、市町村、放送事業者その他の指定地方公共機関等に通知し、迅速に情報提供を行います。
- 県は、初動での情報収集や災害等に迅速に対応できるような調整を行うため、県、 県警察のほか、自衛隊、海上保安本部に対し参集を要請し「福岡県危機管理調整セ ンター」を設置します。

(2) 市町村の初動体制の確立

○ 市町村は、市町村内で多数の死傷者が発生した事態について、その事実を把握した 場合は、直ちに市町村初動体制を確立し、県に準じた対応をします。

(3) 国に対する県緊急対処事態対策本部の設置に関する指定の要請

- 県は、県内の被災状況を考慮して、必要がある場合は、国に対し、県緊急対処事 態対策本部設置について指定を行うよう要請します。
- 国からその指定通知を受けた場合は、直ちに県緊急対処事態対策本部を設置して 体制を移行します。また、「県国民保護対策準備室」については廃止します。

(4) 汚染物質の検査等

- 県警察、消防本部は、国の機関とともに、放射性物質や化学剤等が使用されているかどうか確認するための検査をします。
- 必要に応じて、汚染物質の特定等のために専門機関における検査を行います。
- 汚染物質が使用されている場合は、県は、国と連携して、汚染物質の除去などの 必要な措置を行います。

(5) 被災者の捜索、救出等

- 消防本部は、直ちに被災者の救急・救助活動及び消火活動などを始めます。また、 必要に応じて、県内の他の消防本部は、応援を行います。
- 県警察は、迅速に機動隊などを出動させ、また、消防本部は協力して救助活動を

行います。

- 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の捜索及び救出活動を行います。
- 県は、市町村に対して救助活動などを行うよう指示します。
- 県は、県内の消防本部の活動で不足する場合には、消防庁長官に対して緊急消防援助隊による支援要請等を行います。また、県警察は、被害が大規模である場合は、必要に応じて他の都道府県への警察災害派遣隊の派遣要請等を行います。

(6) 医療の提供

- 県は、被害情報の報告を受けて直ちに医師、看護師による救護班編成の準備を始めます。また、医薬品等の確保についても準備を始めます。
- 県は、被災者の情報を収集して、直ちに救護班を現場に派遣して医療活動に当たります。
- 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにします。
- 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行います。
- 県は、県内の医療活動で不足する時は、国、日本赤十字社などに対して他都道府 県での受入などの後方医療活動を依頼します。

(7) 緊急通報の発令と関係機関に対する通知

- 県は、災害の状況を知らせ、住民の危険を防止し、被害を受けないようにするため、速やかに緊急通報を発令します。
- 緊急通報の内容は、住民が直ぐに危険を避けることができるよう必要最小限のものとし、わかりやすいように明確かつ簡潔なものとします。また、発令に当たっては、住民の混乱が未然に防止されるよう留意します。
- 県は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村、放送事業者その他 の指定地方公共機関等に通知します。

緊急通報の内容 (例)

- ・爆発の日時、場所などの状況
- ・爆発による今後の影響
- ・県や市町村の指示に従い、冷静に行動し、テレビ・ラジオ等の情報の収集に 努めることなどの留意点
- 県は、災害が発生した市町村に最優先して通知します。
- 県は、特に放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)に対し迅速に緊急 通報の内容を通知し、放送事業者(指定公共機関及び指定地方公共機関)は、その 国民保護業務計画に基づき速やかに放送することとされています。
- 県は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告しま す。

(8) 住民に対する緊急通報の伝達

○ 県や市町村は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やか

に緊急通報の内容を伝達します。施設の利用者には、館内放送などで知らせます。

- 県警察は、市町村と協力して、パトカーや交通情報板等を活用するなどして緊急 通報の内容の的確かつ迅速な伝達を図ります。
- 市町村は、県から緊急通報の通知を受けたときは、市町村が保有する伝達手段を 活用して、以下の要領により速やかに住民や自治会、町内会等関係団体に伝達しま す。
 - ・ 災害が発生した市町村においては、防災行政無線(同報系)等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急通報の内容を音声放送等により周知します。
 - ・ その他の市町村においては、電子メールの利用や、広報車の使用、消防団や自 主防災組織による伝達、自治会等による連絡網の活用などにより周知します。
- 県は、緊急通報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ にその内容を掲載します。

(9) 警戒区域の設定及び交通規制等

- 県及び市町村は、災害の発生状況や被災情報等から判断して、緊急の必要がある場合は、警戒区域の設定を行います。
- 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知します。
- 県及び市町村は、必要な場所に職員を配置し、警戒区域内には、車両及び住民が 立ち入らないようにします。
- 県警察は、警戒区域の設定に伴って、交通規制などを行います。また、県警察も、 時間的な余裕がない場合や、県、市町村から要請を受けた場合は警戒区域の設定を 行います。

(10) 住民に対する退避の指示等

- 県または市町村は、災害が発生した地域及び又は発生するおそれがある地域について、地域の住民に対し退避の指示を行い、広報車等により速やかにその内容を伝達します。
- 県または市町村は、被害の状況に応じ、その地域に留まることが危険であると考えられる警戒区域から退避することを指示します。
- 県または市町村は、さらに被害の状況や次の爆発の危険性などを考慮して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、駅、空港等の生活関連等施設の周辺地域や屋外に滞在することが危険であると考えられる地域においては、避難施設を示して「屋内への退避」を指示します。
- 県は、退避の指示をした場合は、直ちにその旨を、退避を要する地域を管轄する 市町村に通知し、さらにその他の関係機関に通知します。
- 県警察は、この指示の内容を受けて、交通規制などをします。なお、県警察も、 時間的な余裕がないときや、県、市町村から要請を受けたときは住民に対し退避の 指示を行います。

○ 県は、県及び市町村が行った退避の指示について、国に報告します。

(11) 住民の退避

- 市町村は、住民の退避に当たって、必要な誘導をします。
- デパートなどの大規模集客施設等の利用者が退避する場合は、市町村は施設管理者と協力して、館内放送を利用して情報を提供するなど混乱の防止を図り、速やかに誘導を行います。
- 高齢者や障がいのある人等が退避する場合は、それぞれの状況に応じた移動手段 の確保を図り、優先して退避させるなど配慮を行います。
- 高齢者施設入居者等が退避する場合は、市町村は施設管理者と協力して、できる 限りまとまって退避させることとし、家族等に退避の状況を周知します。

(12) 避難施設の開設

○ 県は、市町村と連携して、退避してくる住民を受け入れることができるよう、速 やかに学校の体育館等を避難施設として開設します。

(13) 災害拡大の防止等

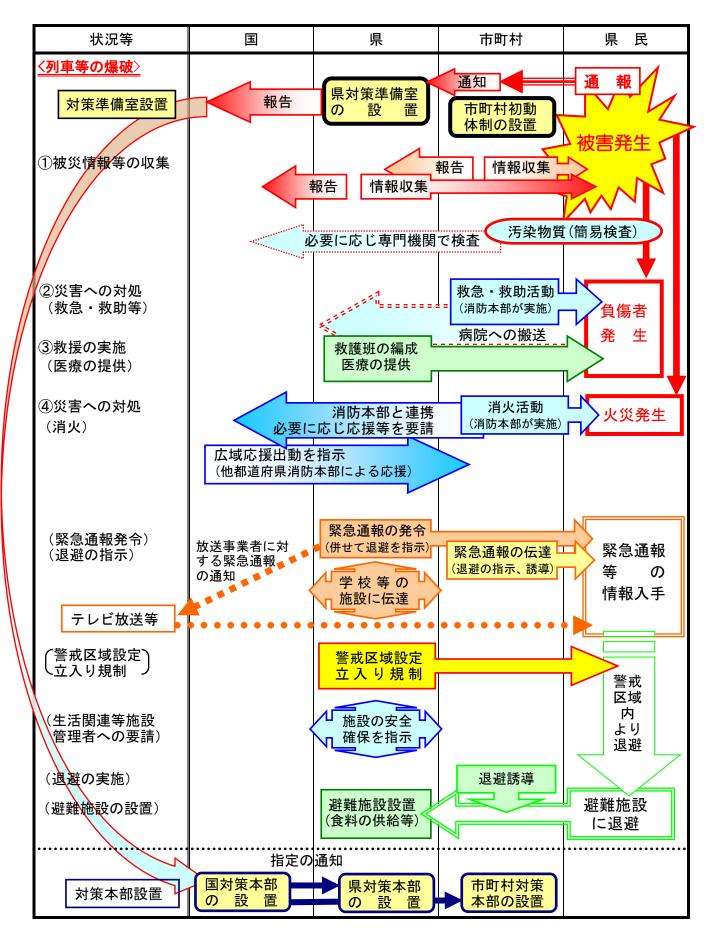
- 県は、県警察、消防本部などと連携して、大規模な危険物質等取扱所、発電所、 駅、空港等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集 を行います。
- 県は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等を行うよう要請します。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言などの支援を行います。
- 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なと きは、速やかに立入制限区域を指定します。
- 県は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取 扱所の使用の一時停止などを命じます。

(14) 住民の安否情報や被災情報の収集、提供

- 市町村は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意に安否情報の収集を 行います。
- 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県 警察への照会などにより安否情報の収集を行い、市町村からの報告と併せて整理し ます。
- 県、市町村は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号などを住民に 周知します。照会は、原則として書面により受け付けることとなります。
- 県、市町村は、安否情報の回答に当たっては、個人情報の保護へ十分留意しなが ら文書により行います。
- 県は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について 収集します。また、市町村に対しても被災情報の報告を求めます。

- 県は、被災情報の第一報を直ちに消防庁に報告します。また、その後、随時収集 した情報についても消防庁に報告します。
- 県は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、県民の皆さんに積極的 に情報提供を行います。

【 列車等の爆破への対応事例:関係機関の対応(時系列)】



【 列車等の爆破への対応事例: 救援等 】

列車等の爆破により多数の死傷者が発生 (NBC攻撃の可能性を確認) テレビ等による 緊急通報の放送 被災情報 要避難地域 同報系防災無 の収集 線による緊急 (屋内へ退避) 通報の伝達 市町村職員等に よる退避誘導 要避難地域 (地域内からの退避) 徒歩等による 退避 警戒区域設定 立入り規制 市町村広報車に よる伝達・誘導 消火活動 NBC攻撃の 可能性確認 被災者 (簡易検査) の救出 パトカーによ る伝達 被災者の救急救護 (病院への搬送) _____ 必要に応じ **「** 医療の提供 専門機関で 検査を実施

資料編

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地		
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1		
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2		
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2		
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1		
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1		
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2		
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2		
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1		
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1		
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1		
	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関2-2-1		
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1		
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1		
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関3-2-2		
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2		
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2		
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理· 災害対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2		

担当部署	所在地	
大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1	
連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	
連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1	
大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1	
総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1	
事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関1-3-1	
大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3	
総務部総務課	茨城県つくば市北郷1	
総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3	
総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4	
総務部国際·危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3	
大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2	
原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木1-9-9	
統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1	
長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1	
	大臣官房文書課災害総合対策室 連絡先は農林水産省と同様 連絡先は農林水産省と同様 大臣官房総務課 総合政策課 事業環境部経営安定対策室 大臣官房危機管理室 総務部総務課 総務部の画課 総務部国際・危機管理官 大臣官房総務課危機管理室 原子力災害対策・核物質防護課 統合幕僚監部参事官付	

(2) 国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)

名称	担当部署	所在地		
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号		
九州総合通信局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1		
		(熊本地方合同庁舎)		
九州財務局	総務部総務課	熊本市西区春日2-10-1		
		(熊本地方合同庁舎)		
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1		
		(福岡合同庁舎)		
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10		
		(門司港湾合同庁舎内)		
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8		
		(住友生命博多ビル4階)		
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1		
		(福岡合同庁舎)		
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日2-10-1		
		(熊本地方合同庁舎)		
九州森林管理局	企画調整課	熊本市西区京町本丁2-7		
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1		
		(福岡合同庁舎本館)		
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1		
		(福岡合同庁舎本館)		
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7		
		(福岡第2合同庁舎)		
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1		
		(福岡合同庁舎新館)		
大阪航空局	 総務部安全企画·保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76		
		(大阪合同庁舎第四号館)		
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17		
福岡管区気象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36		
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10		
九州地方環境事務所	総務課	熊本市西区春日2-10-1		
		(熊本地方合同庁舎)		
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7		
		(福岡第2合同庁舎)		

名称	担当部署	所在地		
自衛隊福岡地方協力本	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12		
部				

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面総監	陸上自衛隊	熊本市東区東町1-1-1
西部方面総監部防衛部		
第4師団長	陸上自衛隊	春日市大和町5-12
第4師団司令部第3部		
佐世保地方総監	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18番地
佐世保地方総監部第3幕僚室		
西部航空方面隊司令官	航空自衛隊	春日市原町3-1-1
西部航空方面隊司令部防衛部		

(3) 関係指定公共機関

所管	名称	担当部署	所在地		
省庁					
国土交	国立研究開発法人海上・港	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1		
通省	湾·航空技術研究所				
海上保	一般財団法人海上災害防	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1		
安庁	止センター		三菱重工横浜ビル		
国土交	国立研究開発法人建築研	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地		
通省	究所				
厚生労	独立行政法人国立病院機	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21		
働省	構				
経済産	国立研究開発法人産業技	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1		
業省	術総合研究所				
文部科	国立研究開発法人日本原	安全研究•防災支援部門原子	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601		
学省	子力研究開発機構	カ緊急時支援・研修センター	-13		
経済産	独立行政法人情報処理推	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8		
業省	進機構				
総務省	国立研究開発法人情報通	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1		
	信研究機構				
農林水	国立研究開発法人森林研	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1		
産省	究・整備機構				
農林水	国立研究開発法人水産研	経営企画部経営企画課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3		
産省	究∙教育機構		-3クイーンズタワーB 15F		
国土交	国立研究開発法人土木研	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6		
通省	究所				
国土交	独立行政法人日本高速道	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号		
通省	路保有•債務返済機構		横浜三井ビルディング5階		
農林水	国立研究開発法人農業・食	企画調整部企画調整課	茨城県つくば市観音台3-1-1		
産省	品産業技術総合研究機構				
文部科	国立研究開発法人量子科	放射線緊急時支援センター	千葉市稲毛区穴川4-9-1		
学省	学技術研究開発機構				
国土交	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2		
通省					
財務省	日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1		
厚生労	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3		
働省					
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1		
経済産	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲6-2-15		
業省					

所管	名称	担当部署	所在地		
省庁					
総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管 東京都千代田区霞が関1-3-2 理・震災復興対策室			
国土交	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部危機管	大阪府大阪市北区堂島1-6-20		
通省		理防災課	堂島アバンザ		
国土交	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21		
通省					
国土交	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8		
通省			サウスゲート新宿		
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1		
			ファーストスクエアイースト20階		
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント	大阪府大阪市中央区馬場町3-8		
		部災害対策室	馬場町ビル7階		
経済産	九州電力株式会社 	地域共生本部防災グループ 	福岡市中央区渡辺通2-1-82		
業省		60 76 48 60 76 AL 76 4			
経済産	電源開発株式会社 	総務部総務・法務室	東京都中央区銀座6-15-1		
業省		(危機管理・防災)			
経済産 業省	西部瓦斯株式会社 	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1		
国土交	オーシャントランス株式会	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12		
通省	社				
国土交	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6		
通省		克人什么你把 老			
国土交	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者 	北九州市門司区新門司北1-1 		
通省 国土交	 JR九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2		
国工文	JRル州ハ入林式云社	上四印			
国土交	 佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地		
通省	在川心区外八五江	しの代定と即	次部的次部的用色工 <u>物</u> 的月面。00周%		
国土交	 西濃運輸株式会社	 総務部	岐阜県大垣市田口町1番地		
通省					
国土交	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3		
通省		STATE OF THE STATE			
国土交	福山通運株式会社	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15		
通省					
国土交	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部 東京都中央区銀座2-16-10			
通省					
国土交	ANAウイングス株式会社	社 ANA福岡支店総務課 福岡市中央区天神1-12-14			
通省			紙与渡辺ビル		

所管	名称	担当部署	所在地	
省庁				
国土交	株式会社スターフライヤー	総務人事部	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番	
通省			北九州空港スターフライヤー本社ビル	
国土交	日本航空株式会社	経営企画本部 経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11	
通省				
国土交	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユー	
通省			ティリティーセンタービル8F	
国土交	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14	
通省			紙与渡辺ビル	
国土交	日本トランスオーシャン航	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-23	
通省	空株式会社			
国土交	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24	
通省				
国土交	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17	
通省			福岡ビル5F	
国土交	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町59	
通省			神戸朝日ビルディング22F	
国土交	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1	
通省				
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー	カスタマーサービス部危機管理	東京都千代田区大手町2-3-5	
	ションズ株式会社	室	大手町ビル本館6F	
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9	
			福岡第二NCビル	
総務省	株式会社NTTドコモ	CS九州法人事業部法人営業	福岡市中央区舞鶴2-3-1	
		部	ドコモ九州舞鶴ビル	
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリ	東京都港区東新橋1-9-1	
		ティ部	東京汐留ビルディング	

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地		
大牟田瓦斯株式会社	供給グループ	大牟田市泉町4-5		
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2		
筑紫ガス株式会社	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10		
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町3-3-10		
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2		
高松ガス株式会社	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25		
久留米ガス株式会社	総務部	久留米市東櫛原町1089		
一般社団法人福岡県LP ガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15		
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2		
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6		
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320		
北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1		
西鉄バス二日市株式会社	運行部	大野城市大字牛頸2473-12		
西鉄バス宗像株式会社	運行部	宗像市陵厳寺4-7-1		
西鉄バス久留米株式会社	運行部	久留米市御井町2291-1		
西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町63		
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1		
西鉄高速バス株式会社	営業本部業務部業務課	福岡市中央区那の津3-8-15		
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2		

名称	担当部署	所在地		
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2		
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1		
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396番地2		
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区那の津3-8-15		
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1		
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27		
壱岐・対馬フェリー株式会 社	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7		
久留米運送株式会社	総務課	久留米市東櫛原町353		
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1		
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26		
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1		
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1		
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8		
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30		
一般社団法人福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43		
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15		
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8		
九州朝日放送株式会社	報道部 	福岡市中央区長浜1-1-1		
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2		

名称	担当部署	所在地
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8
株式会社TVQ九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19
株式会社CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET / I 'm10階
ラブエフエム国際放送株	放送局次長	福岡市中央区今泉1-12-23
式会社		西鉄今泉ビル5F
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜2-7-53

(5) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電	NTTFAX
				(内線)	話番号	
北九州市	危機管理室危機管	78-101-70	1-78-101-75	093-582-2110	093-582-3811	093-582-2112
	理課				(消防局指令課)	
福岡市	防災・危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	092-725-6595	092-733-5861
				(1722)	(災害救急指令セ	
					ンター)	
大牟田市	防災対策室	78-202-70	1-78-202-75	0944-41-2222	0944-41-2222	0944-41-2893
				(3841)	(夜間)	
久留米市	防災対策課	78-203-70	1-78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	総務・コミュニティ推 進課	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500	0948-22-2868	0948-21-2066
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70	1-78-206-75	0947-85-7114	同左	0947-46-0124
柳川市	総務課	78-207-70	1-78-207-75	0944-77-8152	0944-73-8111	0944-74-1374
八女市	防災安全課	78-210-70	1-78-210-75	0943-24-8146	同左	0943-23-2583
筑後市	防災安全課	78-664-74	1-78-664-75	0942-65-7260	同左	0942-53-4216
大川市	地域支援課	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (282)	同左	0944-88-1776
行橋市	総務課防災危機管 理室	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1451)	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	0979-83-3100	0979-83-2560
中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	1-78-215-75	093-244-1111 (1252)	093-246-2017	093-245-5598
小郡市	協働推進課	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111 (253)	同左	0942-73-4466
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111	同左	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	1-78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	092-572-8432

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電	NTTFAX
				(内線)	話番号	
宗像市	地域安全課	78-220-70	1-78-220-70	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121	同左	092-921-1601
				(519)		
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111	092-942-1112	092-942-3758
				(327)		
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-1111	0940-43-3168
うきは市	市民協働推進課	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509
宮若市	総務課	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511	0949-32-0510	0949-32-9430
				(229)		
嘉麻市	防災対策課	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-5690	同左	0948-62-5610
朝倉市	防災交通課	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111	0946-23-0364	0946-22-0418
				(61-110)		
みやま市	総務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111 (336)	0944-64-1503
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092-332-2110	同左	092-324-0239
那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211	同左	092-954-0292
				(243)		
宇美町	総務課	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111	同左	092-933-7512
				(113)		
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001	同左	092-935-2694
				(1247)		
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1152	092-932-1151	092-933-6579
				(321)		
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1734	同左	092-962-2078
 久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111	同左	092-976-2463
				(233)		
——————— 粕屋町	協働のまちづくり課	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311	092-938-5778	092-938-3150
				(263)		
芦屋町	総務課	78-381-70	1-78-381-75	093-223-3572	同左	093-223-3927

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電	NTTFAX
				(内線)	話番号	
水巻町	総務課	78-382-70	1-78-382-75	093-201-4321	同左	093-201-4423
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211 (285)	同左	093-282-1310
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
小竹町	総務課	78-401-70	1-78-700-73 90	09496-2-1212 (107)	同左	09496-2-1140
鞍手町	総務課	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111	同左	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-700-7024	1-78-700-73 90	0948-65-1100 (212)	同左	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609	同左	0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-446-75	0946-72-2311	同左	0946-72-2038
大刀洗町	総務課	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0171	0942-77-0101	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1013	0944-32-1444	0944-32-1054
広川町	協働推進課	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1196 (273)	0943-32-1440	0943-32-4287
香春町	総務課	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511	同左	0947-32-4815
添田町	防災管理課	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-4002	同左	0947-82-2869
糸田町	総務課	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231	同左	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000	0947-72-3415	0947-42-3415
大任町	総務企画財政課	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	総務課	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555	同左	0947-22-0782

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT電	NTTFAX
				(内線)	話番号	
苅田町	くらし安全課	78-621-70	1-78-621-75	093-588-1037	093-434-1117	093-436-3014
みやこ町	総務課	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
吉富町	総務課	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122 (178)	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111 (113)	同左	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300 (321)	同左	0930-56-1405

(6) 消防本部(局)

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	消防団·市民防 災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
 行橋市消防本部	警防課		0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-332-8027	092-324-4514
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合 消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
春日·大野城·那珂川消 防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
直方·鞍手広域市町村 圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木·朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合消防 本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0132	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

2 安 否 情 報 省 令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正:平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

- 第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の 規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。) に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出する ことにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報に ついて照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができ ない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。
- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2 項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村 の長に対し、書面により提供することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部 改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 第二十五条第二項 法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情 第二条及び第三条報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成十七年総務省令第四十四号)

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部 改正)

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第48号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次にように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並 第三条、第四条及び第五条 びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を 定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避 難 住 民・負傷 住 民)

	記入日時(年	月	日	時	分)
①氏名							
②フリガナ							
③出生の年月日		左	F	月	日		
④男女の別		Ę	男		女		
⑤住所 (郵便番号を含む。)							
⑥国籍	日	本		その他	()
⑦その他個人を識別するための情報							
⑧負傷(疾病)の該当		負	傷		非該	当	
⑨負傷又は疾病の状況							
⑩現在の居所							
①連絡先その他必要情報							
⑫親族・同居者からの照会があれば、 〜⑪を回答する予定ですが、回答を 望しない場合は、○で囲んで下さい	· 希		回答	答を希望	しない		
③知人からの照会があれば①⑦⑧を 答する予定ですが、回答を希望した 場合は○を囲んで下さい。			回答	答を希望	しない		
⑭①~⑪を親族・同居者・知人以外のからの照会に対して回答又は公表	きす		Ē	意する			
ることについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	→ ○		Ē	司意しな	V \		
※備考							

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保 護に十分留意しつつ、上記⑫~⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情 報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や 避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収 集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知 人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

	記入日時(年	月	目	時	分)
①氏名						
②フリガナ						
③出生の年月日		年	月	l	3	
④男女の別		男		7	女	
⑤住所 (郵便番号を含む。)						
⑥国籍	日本		その他	Ţ ()
⑦その他個人を識別するための情報						
⑧死亡の日時、場所及び状況						
⑨遺体が安置されている場所						
⑩連絡先その他必要情報						
①①~⑩を親族・同居者・知人以外の		同	意する			
からの照会に対して回答することへ 同意	0)	同	意しない	`		
※備考	,					

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人 とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3)「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名	連絡先			
同意回答者住所		続	柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

 報告日時:
 年
 月
 日
 時
 分

 市町村名:
 担当者名:

①氏	名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾 病)の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者 への回答の希望	③知人への 回答の希望	④親族・同居者・ 知人以外の者へ の回答又は公表 の希望	備	考

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の 安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ①~④の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

	総務大臣 『道府県知 (市町村長	事) 殿	申 <i>F</i>	請者		年	月	日
						めの措置	量に関す,	る法律第
(○₹	会をする を付けて下 合、理由を)	さい。③	① 被照会者の第 ② 被照会者の第 ③ その他 (現族又は同居 町人 (友人、職	者である場関係者が	ため。 及び近隣(主民)であ	oるため。)
備		考						
照会	氏	名						
照会に係る者を特定するために	フリ	ガナ						
者を特	出生の	年月日						
定する	男女	の別						
ために	住	所						
必要な事項	国 (日本国籍 い者に	籍 ffを有しな 限る。)	日本	こ その)他()	
事項	その他個 するため	人を識別 の情報						
*	申請者の	確認						
*	 備	考						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

			殿					年	月	日
								(都道	総務大臣 1府県知事 1町村長)	∓)
	年	月巨	付けで	照会があ	らった安否	情報につ	いて、下	記のと	おり回答	します。
避難	住民に	該当する	か否か	の別						
		により死 当するカ								
	氏			名						
	フ	У	ガ	ナ						
	出	生の	年 月	目						
被	男	女	Ø	別						
照	住			所						
会	国(日本国	国籍を有し	ない者に	籍 .限る。)	日	本	その	つ他()
者		の他個 るた <i>&</i>								
	現	在	7 居	所						
	負 /	傷又はタ	英病のお	大況						
	連組	絡先その	他必要怕	青報						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は 「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と 記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。) が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した 地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の

報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、 各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものと する。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行 うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消 防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、 様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も 認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。 なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することがで きる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りでは ない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、 ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消 防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが 困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括 的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に 変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった 後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当する おそれがある場合を含む。) について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火 災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防 上特に参考となるもの

(例示)

・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り 扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の 漏えい事故

工 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は 放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第10条の規定に

より、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が 高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。) (例示)
 - ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 消防防災へリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻擊災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様式を 用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に 関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、

すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微で あっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

才 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。
- ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設 内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- 工 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
- 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事 故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻擊災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、 それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告 要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

- 1 第1号様式(火災)
- (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」 及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急·救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について 記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入 すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概 要

- ア) 建物等の用途、構造及び環境
- イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその 管理状況並びに予防査察の経過
- イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を 含む。)

3) 林野火災

- ア) 火災概況 (火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※必要に応じて図面を添付する。
- イ) 林野の植生
- ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を ○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、熊様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の 応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関 等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」 に読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、 「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の 状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」 等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

- 3 第3号様式(救急・救助事故等)
- (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、 未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。 (例)

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式-その1(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地 すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山 灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

- ・ 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)
 - (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被 害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名 市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間

ウ災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の 見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上(東京23区については、震度5強以上)の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式 (火災)

					第		報	
	報告日時	ź	丰	月	日	時	分	
	都道府県							
肖防庁受信者氏名	市町村 (消防本部名)							
<u></u>	報告者名					_		

※ 爆発を除く。

	,										-				•					
火	災	種	別	1	建物	7 2	林野	3	車両	ቫ 4	舟	台舶	5	舟	亢空機	6	その他			
出	火	場	所																	
出	火	目	時			月	日	時	分		(銵	其圧	日日	庤)	(月	日	時	分)
(覚知	日時	f)	(月	日	時	分)	鎮	火	日	時		月	日	時	分	
火	元の	業態	- A								事	業	所	名						
用			途								(代	表者	針氏 :	名)						
出	火	筃	所								出	火	原	因						
				死	者(忄	生別・	年齢)			人										
死	ſ		者		the lie	 .1.						者の	生じ							
				自 負行	傷者	重症				人	理			由						
						中等				人										
				Lette	v.	軽症				人	7-1- 6	<u></u>	~4							
建	物(の概	要	構造								を 面 っ								
				階)		1++	I-	<u>. `</u>			处✓	べ面	憤		1					
				[# [H	全	焼	植								建物焼	損床	面積			m²
焼	損	程	度	焼損		焼	植	≻ 請	+	棟	焼	損	面	積	建物焼	損表	面積			m²
				程度			植								林野	焼損	面積			а
20	/// 1	11 444	W/.		ぼ	や	移	東ノ		111 -444-	<u>—</u>	Ħ.	.I.b.	\ <u></u>						
り	火 1	世帯	釵	2014 17-1-	LL.17	/==\				世帯	気	象	状	況						
2014	ワナンナ	±1 11	. ⊅⊟	消防本		(者)				台				人						
捐	沙石	劉初	、沈	消防						台				人						
-1:/-	卢	-1:/-	마	その	1世									人						
		· 救																		
活 "		状 策本																		
		東本 :置状																		
_																				
7	マンガ巴 🦥	参考	尹垻	Į.																

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」 等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故

			第		報
報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

事	故	1	重	別	1	火災	2	爆発	3	漏え	<u>۲</u> ۷۱	4	その	の他	()					
発	生	ļ	易	所																	
事	業	Ī	折	名								特別	別防	災区	域				、第一和 この他	重、第-	一種、)
												発	見	日	時			月	日	時	分
発 (生覚 知		日 時	時)	(月 月	日日	時時	分 分)		鎮火				,	月	日	時	分
												(:	処理	完了	`)		(月	日	時	分)
消	防 覚	知	方	法								気	象	状	況						
物	質(か	区	分	1 危険 5 毒劇		指定 RI等	可燃物		高圧ガ その他		可	燃性2)	ガス		物	質	名			
施	設(カ	区	分	1 危	[険物]	施設	2	高危	混在旅	记設	3	高月	王ガ	ス旅	记設	4	そ	の他()
施	設(カ	概	要								危 区) 険物	施設	せの 分						
事	故(カ	概	要																	
死	1	答		者	死ā	皆 (性	· 另 ·	年齢)		,	人			負		重中等	症症症症		人 人 人 人	(人) 人) 人) 人)
												出	場	模		関	出	場人		出場	資機材
消	防	Ī	防	災									自衛共同						人人		
活	動)	犬	況								所	そ	0		他			人 台		
及	厶		11/-	び									防本		(著				口 人 台		
救活	急 動	•	救 伏	助況								消海		<u>防</u> 保	完	団庁			人		
111	291	•	/\		警戒区	域の設	定	月	目	時	分			衛	<u> </u>	隊			人		
					使用停			月	目	時		そ		の		他			人		
等	害対の設	置	计状	況								ı									
そ	の他参	之之	事	貞																	

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」 等) 記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

			第		報
報告日時	年	月	月	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名

				17474 2	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,										
事故	災	害和	重別	1	救急事故	2	救助	力事故	3	武力攻	文撃災害	4	緊急対処	L事態	
	生	場	所												
	生知	日日	時)	(月 月		日 日	時 時		分 分)	覚 知 方	法			
事故	等	の相	更												
				死者	(性別・年齢	令)					負傷者等	争		人(人)
死	偐	可 力	者	 不明				計 		人 人		重中軽	症 等 症 症	人(人(人(人) 人) 人)
				. 1.01						/\		177	/11.	<i>/</i> (/ /
救助泊	活重	めの∮	要否												
要救護	隻者	数(見	L込)								救助人	員			
	動	状	況												
災害															
等の															
その	他参	多考	事項												

(注) 負傷者欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」 等)記入して報告すれば足りること。)

第49	号様式 (その1)											
	(災害棚	既況即報)					報告日	時	年	F	日	時	分
							都道府						
	消	i防庁受信	含者氏名				市町村 (消防本部	力 名)					
<u>災</u>	害名			(第	報)		報告者						
	発生場所					新	· 生日時		月	F	3	時	分
災													
害													
の													
概													
況													
	死傷者	死 者		不明	<u>人</u>	È	家と生			棟	一部矿		棟
被		負傷者	人	計	人		半壊			棟	床上浸	是水	棟
害													
の													
状													
況													
	災害対策	本部等の	(都道府県	<u>(</u>)		(市町村)						
	設 置	状 況											
広													
急分													
応急対策の状況													
が状													
况													

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して 報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」 等)記入して報告すれば足りること。)

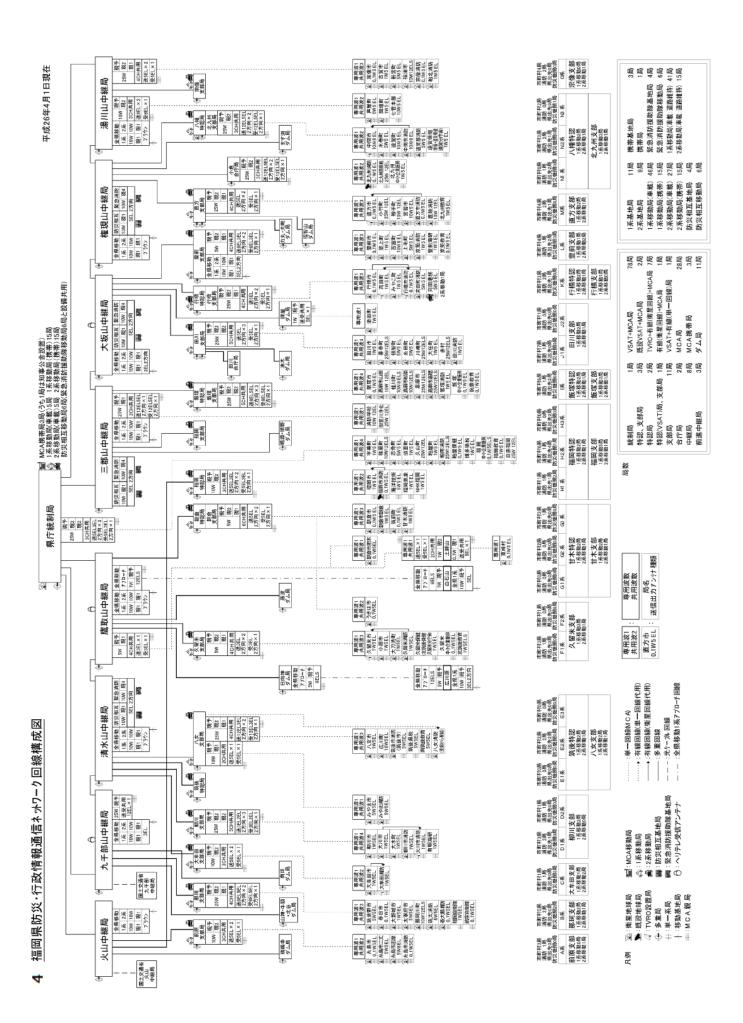
第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都追	負府	県								×	<u>.</u>			,	分	被	害
		5	泛津	[名							田	流	失•埋	!没	ha		
災	害	名									Щ	冠		水	ha		
	•	皇	휮				報				畑	流	失•埋	!没	ha		
報 쓴	香	号								そ	ДЩ	冠		水	ha		
				(月	ŀ	3	時期	見在)		文	教	施	設	箇所		
報芒	三去	夕									病			院	箇所		
+K L	17	711									道			路	箇所		
Z	<u>.</u>					分	初	ţ	害		橋	り	ょ	う	箇所		
Į.	死				者	人					河			Щ	箇所		
人的	行	方	不	明	者	人					港			湾	箇所		
被害	負傷	重	Ì	,	傷	人					砂			防	箇所		
1	者	軽	<u> </u>	1	傷	人				_ の	清	掃	施	設	箇所		
						棟					崖	<	ず	れ	箇所		
	全				壊	世帯					鉄	道	不	通	箇所		
住						人					被	害	船	舶	隻		
						棟					水			道	戸		
	半				壊	世帯					電			話	回線		
家						人					電			気	戸		
办						棟					ガ			ス	戸		
	<u> </u>	部		破	損	世帯					ブロ	ロッ	ク場	幹 等	箇所		
711 →						人				他							
被						棟											
	床	上		浸	水	世帯											
						人											
害						棟				り	災	世	帯	数	世帯		
	床	下		浸	水	世帯				り	災		者	数	人		
						人				火	建			物	件		
非	公	共		建	物	棟				災発	危	[3	矣	物	件		
非住家	そ		の		他	棟				生	そ	0	り	他	件		

	区					分		被		害			都					
公	立	文	教	. ;	施	設	千円				災	等	道府					
農	林	水点	産 :	業	施	設	千円				害	0)	県					
公	共	土	木	;	施	設	千円				1 対	設						
そ	のも	也の	公	共	施	設	千円											
小						計	千円				策	置	市町					
公县	+ 施	設被	害	市	订村	数	団体				本	状	村					
そ	農	業	į	被		害	千円				部	況						
	林	業	į	被		害	千円											
	畜	産	î.	被		害	千円				災	、本						
0	水	産	į	被	:	害	千円				害	適 用						
	商	I		被	:	害	千円				救	市町						
											助	村名						
他											法	Н	計	•			 団	体
7112	そ		の			他	千円				消	防職	員出	動延人	数	人		
被		害	j	総		額	千円				消	防団	員出	動延人	数	人		
	災	医害発	生場	所														
備	{ {-	(害発		: 日	口													
	災	後害の!	種類	[• 櫻	刊													
	応	急対	策の	状泡	况													
	1	19番	通報	件数	数													
		消防	、水	防、	救急	急•非	效助等	\$消防機	機関の	活動	状況							
		•避難	の 権	告	•指疗	示の	状況											
	・避難所の設置状況																	
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況																	
考		• 自衛	隊の)派	遣要	請、	出動	狀況										
		•災害	ボラ	ンラ	ティア	・ の}	舌動壮	犬況										

- ※1 被害額は省略することができるものとする。
- ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と 記入すること。



5 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

		也或火舌医療で、							
区 分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT	病床数	所 在 地	電話番号	~!	ポートのキ	犬況
			指定				敷地内外	区 分	病院からの距離
基幹災害医療センター	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	0	702	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	0	380	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	0	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	0	1, 275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡赤十字病院	0	511	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	屋上	公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	0	369	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター	0	591	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院	0	213	糟屋郡粕屋町長者原800-1	092-939-0010	敷地外	緊急時	4. 0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	0	350	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	0	636	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.8km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	0	499	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	4. 4km
地域災害医療センター	北 九 州	北九州総合病院	0	360	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560	敷地外	緊急時	2.5km
地域災害医療センター	北九州	産業医科大学病院	0	678	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	0. 4km
地域災害医療センター	北九州	九 州 病 院	0	575	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久 留 米	久留米大学病院	0	1,018	久留米市旭町67	0942-31-7602	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久 留 米	聖マリア病院	0	1, 097	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	有 明	大牟田市立病院	0	350	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療センター	飯塚	飯 塚 病 院	0	1,048	飯塚市芳雄町3-83	0948-29-8010	敷地外	公共用	0. 2km
地域災害医療センター	田 川	田川市立病院	0	342	田川市大字糒1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2. 3km
地域災害医療センター	京 築	新行橋病院	0	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡記念病院	0	239	福岡市早良区西新 1-1-35	092-821-4731	敷地外	緊急時	1. 1km
地域災害医療センター	北九州	新小文字病院	0	214	北九州市門司区大里新町 2-5	093-391-1001	屋 上	非公共用	
地域災害医療センター	朝倉	朝倉医師会病院	0	300	朝倉市来春 422-1	0946-23-0077	敷地内	緊急時	0. 1km
地域災害医療センター	筑 紫	福岡県済生会二日市病院	0	260	筑紫野市湯町3-13-1	092-923-1551	敷地外	緊急時	1. 0km
地域災害医療センター	京 築	小波瀬病院	0	266	京都郡苅田町大字新津1598	0930-24-5211	敷地内	非公共用	
地域災害医療センター	北九州	九州労災病院	0	450	北九州市小倉南区曽根北町1-1	093-471-1121	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	北九州	戸畑共立病院	0	237	北九州市戸畑区沢見2-5-1	093-871-5421	屋上	公共用	3.0km
地域災害医療センター	筑 紫	福岡徳洲会病院	0	602	春日市須玖北4-5	092-573-6622	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	宗 像	宗像水光会総合病院	0	300	福津市日蒔野5-7-1	0940-34-3111	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	八女・筑後	筑後市立病院	0	233	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	有 明	ヨコクラ病院	0	199	みやま市高田町濃施480-2	0944-22-5811	屋 上	緊急時	
						(11	成30年		· → →□ - / \

(平成30年6月1日現在)

6 感染症指定医療機関一覧表

(1) 第一種感染症指定医療機関

医療機関名	住 所	感染症 病床数	電話
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	2	092-943-2331

(2) 第二種感染症指定医療機関

医療機関名	住 所	感染症 病床数	電話
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	4	092-632-1111
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	2	092-852-0700
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	2	092-521-1211
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	2	092-921-1011
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	2	092-573-6622
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	1 0	092-943-2331
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	1 6	093-541-1831
田川市立病院	田川市大字糒1700-2	8	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322
新古賀病院	久留米市天神町120	8	0942-38-2222
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	2	0942-53-7511
大牟田病院	大牟田市大字橋1044-1	2	0944-58-1122

(平成30年10月1日現在)

7 緊急交通路一覧表

地域	種 別	道 路 名	距离(km)	選定理由	予備路線
		九州縦貫自動車道	133. 6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
岩	陸上輸送	国道3号	161. 9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
福岡		国道202号	67. 1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路
地	海上輸送	国道3号	161. 9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
域	供上期区	市道千鳥橋害人線	3. 2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
以	航空輸送	県道台東比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号
	加企業区	国道3号	161.9	陸自福岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送	
		九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
北	陸上輸送	国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
九		国道0号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
州	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
地	(本上押)(人	国道199号	46. 7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
域	估力事公 关	国道0号	70. 4	北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道北州芦屋線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号
		九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
筑	陸上輸送	国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
後		九州横断自動車道	31. 3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
地	海上輸送	国道209号	26. 9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
域	航空輸送	県道藤山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
	加江州	国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	
筑	陸上輸送	国道200号	82. 4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
豊	医上期区	国道201号	79. 9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
地	海上輸送	国道201号	79. 9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
域	航空輸送	県道飯家福間線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

8 主要路線表

道路		路線				実延長	
種別	路線名	番号	起	点終	点	km	備者
	2号		北九州市門司区(県界)	~	門司区(3号迄)	2.3	
	3号		北九州市門司区		八女市(県界)	145.2	
	10号		北九州市小倉北区	~	築上郡上毛町(県界)	65.4	
	10.5		(3号分岐)		***************************************	00.1	
	198号		北九州市門司区	~	北九州市門司区	0.6	
	199号		北九州市門司区	~	北九州市八幡西区	46.4	
	200号		北九州市八幡西区	~	tt diem I	91.1	
	201号		福岡市東区	~	京都郡苅田町	91.1	
	202号		福岡市博多区	\sim	糸島市	83.0	
	208号		大牟田市(県界)	~	大川市(県界)	48.4	
	209号		大牟田市	~	久留米市	27.0	
	210号		久留米市	~	うきは市(県界)	45.2	
一般国道	211号		朝倉郡東峰村(県界)	~	北九州市八幡西区	48.0	
	263号		福岡市城南区	~	福岡市早良区(県界)	21.4	
	264号		久留米市(県界)	~	久留米市	2.7	
	322号		北九州市小倉南区	~	久留米市	117.3	
	385号		柳川市	~	福岡市博多区	39.5	
	386号		朝倉市	~	筑紫野市	37.6	
	389号		大牟田市	~	大牟田市(県界)	3.9	
	442号		八女市	~	大川市	60.6	
	443号		大川市	~	みやま市(県界)	26.0	
	495号		北九州市若宮区	~	福岡市東区	69.1	
	496号		行橋市	~	京都郡みやこ町	41.7	
	497号		福岡市	~	糸島市	14.8	
	500号		京都郡みやこ町	~	小郡市	55.8	
	豊前万田線	1	豊前市	~	築上郡上毛町(県界)	1.3	
	豊前耶馬溪線	2	豊前市	~	豊前市(県界)	9.2	
	大牟田植木線	3	大牟田市	~	大牟田市(県界)	7.8	
	玉名八女線	4	八女市(県界)	~	八女市	14.9	
	大牟田南関線	5	大牟田市	~	大牟田市(県界)	5.4	
	玉名立花線	6	八女市(県界)	~	八女市	0.6	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市	\sim	筑紫野市	2.7	
	馬田頓田線	8	朝倉市	\sim	朝倉市	3.2	
	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町	\sim	宮若市	8.8	
	南関大牟田北線	10	大牟田市(県界)	\sim	大牟田市	10.4	
	有毛引野線	11	北九州市若松区	\sim	北九州市若松区	12.3	
	前原富士線	12	糸島市	\sim	糸島市(県界)	15.7	
主要	黒木鹿北線	13	八女市	\sim	八女市(県界)	3.8	
地方道	鳥栖朝倉線	14	小郡市	~	朝倉市	21.9	
	佐賀八女線	15	久留米市(県界)	~	八女市	13.6	
	吉冨本耶馬溪線	16	築上郡吉富町	\sim	吉富町(県界)	12.4	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市	\sim	筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市	~	大川市(県界)	34.5	
	諸富西島線	19	大川市(県界)	~	久留米市	5.0	
	佐賀大川線	20	大川市(県界)	~	大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区	~	直方市	45.4	
	田川直方線	22	田川市	~	直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市	~	D19 1114	19.0	
	福岡東環状線	24	福岡市東区	~	福岡市博多区	20.2	
-	門司行橋線	25	北九州市門司区	\sim	行橋市	46.3	Ī

道 路 種 別	路線名	路線 番号	起	点終	点	実延長 km	備
山王 77-1	北九州芦屋線		164 1414:44:47	~	遠賀郡芦屋町		
		26	北九州市若松区 直方市			7.3	
	直方芦屋線	27		~	遠賀郡芦屋町	19.5	
	直方行橋線	28	直方市	~	行橋市	32.9	
	直方宗像線	29	直方市	~	宗像市	13.8	
	飯塚福間線	30	飯塚市	~	福津市	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区	~	筑紫野市	19.3	
	犀川豊前線	32	京都郡みやこ町	~	豊前市	29.9	
	甘木田主丸線	33	朝倉市	~	久留米市	8.6	
	行橋添田線	34	行橋市	~	田川郡添田町	29.1	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市	~	HAT!	38.1	
	小倉停車場線	36	小倉停車場	~	北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港線	37	小倉港	\sim	北九州市小倉北区	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場	\sim	北九州市戸畑区	0.4	
	苅田港線	39	苅田港	\sim	京都郡苅田町	0.3	
	直方停車場線	40	直方停車場	\sim	直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場	~	田川市	0.5	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場	~	飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多停車場	\sim	福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港	~		0.8	
	福岡空港線	45	福岡空港	~	福岡市博多区	3.0	
	久留米停車場線	46	久留米停車場	~	久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	47	久留米市	~	大川市	17.9	
	中間引野線	48	中間市	~	北九州市八幡西区	4.7	
	大野城二丈線	49	大野城市	~	糸島市	35.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区	~	北九州市戸畑区	7.1	
	曽根鞘ヶ谷線	51	北九州市小倉南区	~	北九州市戸畑区	13.1	
主要	八女香春線	52	八女市	~	田川郡香春町	80.0	
土 安 地方道	久留米筑紫野線	53	久留米市	~	筑紫野市	32.2	
2007/E	福岡志摩前原線	54	福岡市西区	~	※島市	39.7	
	宮田遠賀線	55	宮若市	~	遠賀郡遠賀町	17.5	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区	~	大野城市	26.4	
	浮羽石川内線 ## 四點 1.49	57	うきは市		八女市	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡築上町	~	京都郡みやこ町	22.1	
	志賀島和白線	59	福岡市東区	~	福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市	~	大野城市	37.3	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区	~	1 1/19/11*	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区	~	鞍手郡小竹町	28.9	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区	~	北九州市小倉北区	9.5	
	苅田採銅所線	64	京都郡苅田町	~	田川郡香春町	26.4	
	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市	~	飯塚市	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町	\sim	朝倉市	22.0	
	田川桑野線	67	田川市	~	嘉麻市	29.3	
	福岡太宰府線	68	福岡市東区	\sim	太宰府市	15.4	
	宗像玄海線	69	宗像市	\sim	宗像市	12.1	
	田主丸黒木線	70	久留米市	~	八女市	29.3	
	新門司港大里線	71	北九州市門司区	~	北九州市門司区	9.5	
	黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区	~	北九州市門司区	10.8	
	直方水巻線	73	直方市	~	遠賀郡水巻町	18.8	
	宮田小竹線	74	宮若市	\sim	鞍手郡小竹町	10.1	
	若宮玄海線	75	宮若市	~	宗像市	18.7	
	筑紫野太宰府線	76	筑紫野市	~	太宰府市	9.4	
	筑紫野三輪線	77	筑紫野市	~	朝倉郡筑前町	14.8	
	添田小石原線	78	田川郡添田町	~	朝倉郡東峰村	14.9	
	朝倉小石原線	79	朝倉市	~	朝倉郡東峰村	18.6	

道 路 種 別	路線名	路線 番号	:	起点終	点	実延長 km	備考
	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市	~	朝倉市	15.0	
	久留米浮羽線	81	久留米市	~	うきは市	24.9	
	久留米立花線	82	久留米市	~	八女市	12.4	
	大和城島線	83	柳川市	~	久留米市	15.4	
	三潴上陽線	84	久留米市	~	八女市	22.3	
	福岡志摩線	85	福岡市西区	~	糸島市	13.3	
	久留米筑後線	86	久留米市	~	筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町	\sim	宮若市	15.9	
	久留米小郡線	88	久留米市	\sim	小郡市	18.8	
	瀬高久留米線	89	みやま市	\sim	久留米市	15.4	
主要	穂波嘉穂線	90	飯塚市	\sim	嘉麻市	13.0	
地方道	志免須恵線	91	粕屋郡志免町	~	粕屋郡須恵町	8.9	
	宗像篠栗線	92	宗像市	\sim	粕屋郡篠栗町	37.6	
	大牟田高田線	93	大牟田市	\sim	みやま市	16.1	
	高田山川線	94	みやま市	~	みやま市	6.5	
	添田赤池線	95	田川郡添田町	~	田川郡福智町	15.8	
	八女瀬高線	96	八女市	\sim	みやま市	14.2	
	福間宗像玄海線	97	宗像市	\sim	宗像市	13.9	
	中間宮田線	98	中間市	~	宮若市	14.0	
	大川大木線	99	大川市	~	三潴郡大木町	6.3	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市	~	飯塚市	5.7	
	浮羽草野久留米線	151	うきは市	~	久留米市	22.3	

(平成30年10月1日現在)

道 路 種 別	路線名	起	点系	冬 点	延長 km	備考
	関門自動車道	門司区(県界)	\sim	門司区黒川	7.0	
高 速	東九州自動車道	北九州市小倉南区	~	上毛町(県界)	38.9	
自動車国道	九州縦貫自動車道	門司区黒川	\sim	大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道	小郡市(県界)	~	朝倉市	31.5	
	福岡高速					
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘	\sim	西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代	\sim	太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光	~	博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭	~	東区蒲田	6.9	
都市高速道路	5号線	福岡市博多区西月隈	~	西区福重	18.1	
	北九州高速					
	1号線	北九州市小倉南区長野	~	小倉北区下到津	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区許斐町	~	戸畑区大字戸畑	4.3	
-	3号線	北九州市小倉北区菜園場	\sim	小倉北区東港	1.8	
	4号線	北九州市門司区春日町	\sim	八幡西区茶屋の原	31.8	
	5 号線	北九州市八幡東区東田	\sim	八幡東区神山町	2.4	

9 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

- ※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。
 - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 3号 所在場所の変更又はその廃棄
- ※ 下欄の〇は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分		措置				
		1	2	3			
		号	号	号			
消防法第二条第七項の危険物(同	消防法第十一条第一項第一号の消防本部	消	\circ	\circ			
法第九条の四の指定数量以上の	等所在市町村以外の市町村の区域に設置さ	防					
ものに限る。)	れる製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送	法					
	取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上	第					
	の都道府県の区域にわたって設置されるも	12					
	の及び一の消防本部等所在市町村の区域の	条					
	みに設置されるものを除く。) において貯	\mathcal{O}					
	蔵し、又は取り扱うもの	3					
毒物及び劇物取締法(昭和二十五	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を	\bigcirc	0	\circ			
年法律第三百三号) 第二条第一項	受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が						
の毒物及び同条第二項の劇物(同	当該登録の権限を有する場合)						
法第三条第三項の毒物劇物営業	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特						
者、同法第三条の二第一項の特定	定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質						
毒物研究者並びに当該毒物及び	を業務上取り扱う者が取り扱うもの						
劇物を業務上取り扱う者が取り							
扱うものに限る。)							
火薬類取締法(昭和二十五年法律	製造業者、販売業者又は消費者に対して、	火	東類 耳	又締			
第百四十九号) 第二条第一項の火	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の	法負	第45	5条			
薬類	使用を一時停止すべきことを命ずること。						
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類						
	を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵						
	、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は						
	制限すること。						
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬						
	類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる						
	こと。						
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄し						
	た火薬類の収去を命ずること。						

物質の種類	区分	措置		
		1	2	3
		号	号	号
高圧ガス保安法(昭和二十六年法	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵	高圧ガス保安		
律第二百四号) 第二条の高圧ガス	所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは	法		
(同法第三条第一項各号に掲げ	占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消	第39条		
るものを除く。)	費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油			
	ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第			
	三十七条の四第三項の充てん事業者に対し			
	、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二			
	種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費			
	のための施設の全部又は一部の使用を一時			
	停止すべきことを命ずること。			
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵			
	所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、			
	販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油			
	ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、			
	液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充			
	てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に			
	対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又			
	は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有			
	者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場			
	所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法第四十四条	厚生労働大臣(医薬品医療機器等法施行令	\circ	\circ	\circ
第一項の毒薬及び同条第二項の	第八十条の規定による都道府県知事の処分			
劇薬(同法第四十六条第一項の薬	を受けている者が所持するもの)			
局開設者等が取り扱うものに限				
る。)				

備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締 法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ず ることのできる措置である。